

「柏市保育のあり方検討」について（報告）

1 懇談会の開催状況

	時期	テ ー マ
第1回	令和3年7月15日	柏市の保育に係る課題について
第2回	9月2日 【書面開催】	保育需要増への対応について① 多様化する保育ニーズへの対応について①
第3回	10月21日	多様化する保育ニーズへの対応について② 公立保育園の施設整備方針について①
第4回	12月16日	保育人材の確保, 保育の質の向上について
第5回	令和4年1月27日 【書面開催】	公立保育園の施設整備方針について② 保育需要増への対応について② 保護者向けアンケート項目について
第6回	2月24日 【書面開催】	意見整理

2 第3回～第5回懇談会での主な意見

第6回懇談会の資料をご参照ください(前回の会議にてご報告させていただきました第1回・第2回の主な意見も含めて, 第5回までの意見を整理し, 資料としてまとめております)。

以上

柏市保育のあり方検討懇談会（第3回）

資 料

I 柏市子ども・子育て会議について

1 柏市子ども・子育て会議について

(1) 設置の趣旨

子ども・子育て支援のための総合的かつ計画的な施策の推進

(2) 委員

学識経験者，柏市民生委員，柏市民健康づくり推進委員，保育園保護者，幼稚園保護者，こどもルーム保護者，公募委員，保育園事業者，認定こども園事業者，幼稚園事業者，障害福祉施設事業者，子育て支援事業者等の委員15名で構成

2 令和3年度第1回柏市子ども・子育て会議での意見について

(1) 開催日時

令和3年7月19日（月）から（書面会議）

(2) 議題

柏市保育のあり方検討について（第1回懇談会の報告）

(3) 主な意見について

- ・子どもが減っていく中で，公立保育園としての役割，入園の受け入れ数や保育の質を安定して満たせるよう，目の前の採算にとらわれない，ゆとりを持った計画を立てていただきたい。
- ・「医療的ケア児」の受け入れなど，採算性や様々な負担を考えると，民間ではなかなか踏み込めないことへのチャレンジは，率先して公立保育園に行ってもらいたい。
- ・医療的ケアの必要なお子さんの保育を豊四季保育園で実施と書かれていますが，ケアの必要なお子さんを受け入れるのは，公立保育園としての大事な役割のひとつだと思う。
- ・年々増加する特別な保育を必要とする子ども及び保育士に対して早急な対策をお願いしたい。
- ・建物の老朽化も喫緊の課題ですが，人材確保も大きな問題だと思う。

Ⅱ 多様化する保育ニーズへの対応について②

1 柏市の多様化する保育ニーズへの対応状況について

多様化する保育ニーズに対応するため、公立保育園及び私立保育園等並びにその他の施設において事業を実施しているところです。

○柏市における多様な保育及び障がい児保育並びに保育園等に関連する子ども・子育て支援事業の実施状況

項目	公立保育園	私立保育園等	その他	備考
夜間保育所の設置状況	設置なし	設置なし	—	
延長保育事業の実施状況	22園／22園	73園／73園	—	
一時預かり事業の実施状況	6園／22園	19園／73園	1か所	休止施設を含む
病児保育事業の実施状況	設置なし	設置なし	2か所	病院併設施設で実施
障がい児保育の実施状況	22園／22園	73園／73園	—	全園で受入が可能
医療的ケア児の受入れ状況	1園／22園	設置なし	—	
地域子育て支援拠点事業	2園／22園	14園／73園	6か所	休止施設を含む
利用者支援事業 (いわゆる「保育コンシェルジュ」)	—	—	1か所	保育運営課窓口で実施

※「各自治体の多様な保育（延長保育、病児保育、一時預かり、夜間保育）及び障害児保育（医療的ケア児保育を含む）の実施状況について」（厚生労働省ホームページ）に記載のある事業及び保育園等に関連する子ども・子育て支援事業について柏市の実施状況を整理したもの

2 公立保育園及び私立保育園等の役割について

柏市保育のあり方検討において整理してきた保育に係る課題に対応するため、将来的には、以下の考え方のように公立保育園と私立保育園等とで役割を整理することを検討しているところです。

地域の「保育の質」の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・公立保育園が基幹となり、地域の私立保育園等の「保育の質」の向上を支援する考え方はどうか ⇒公立保育園を中心として、地区別交流会（保育園等の保育士による意見交換会）や、公開保育（自園の保育を他園の職員に公開して意見交換等を行い、互いの保育の質の向上を図るもの）の開催が考えられる。 ・地区別交流会には、「集団保育における発達支援」についての困りごとを共有・相談できる機能を持たせる考え方はどうか ⇒「集団保育における発達支援」の専門性向上については、別途研修体制の構築等を検討する。
地域の子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回懇談会では、0～2歳児の約6割を占める「家庭保育の保護者」への子育て支援について御意見をいただいたところです。公立保育園は、従前の、保護者の来場を待つ「地域子育て支援センター」とは異なる「出張」や「訪問」による地域子育て支援の推進を検討する考え方はどうか
緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童の受入など緊急で保育が必要となった場合、公立保育園及び私立保育園等の両方で対応することを基本とするが、私立保育園等で対応が困難な場合には公立保育園で対応する考え方はどうか
医療的ケア児保育への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点において、私立保育園等による対応が困難であると考えられる医療的ケア児保育については、公立保育園が率先して対応し、体制や環境を整備した後に私立保育園等に普及させる考え方はどうか
障がい児保育について	<ul style="list-style-type: none"> ・従前と同様に公立保育園及び私立保育園等の両方で実施することを基本とするが、私立保育園等で対応が困難な場合には公立保育園で対応する考え方はどうか

いわゆる「気になる子」の保育	・従前と同様に公立保育園及び私立保育園等の両方で実施
一時預かり	する考え方はどうか

3 医療的ケア児保育について

(1) 医療的ケア児支援法への対応について

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の公布を受け、以下のとおり対応しているところです。

・従前は医療的ケアの内容によって受入れを制限してきたが、今後は医療的ケアの内容ではなく、本人の状態に合わせて保育園での集団保育の可否を判断することを検討

・主治医、園医及び救急医療機関との連携体制を構築するとともに、訪問看護事業所や障害福祉サービス事業所等との連携体制も構築することを検討

(2) 中長期的な対応について

以下のとおり対応しているところです。

・医療的ケア児保育に係る人材の確保・育成体制の構築を検討

・医療的ケア児保育を実施する公立保育園を現在の1園から段階的に増やしていくことを検討

Ⅲ 公立保育園の施設整備方針について①

1 公立保育園の整備方法について

区 分	概 要	長 所	短 所	市の財政負担
現地整備 (園継続)	敷地内又は近隣に仮設園舎を設置し、園を運営しつつ、整備する。 (改修工事又は解体・新築)	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな土地の確保が不要。 ・利用者は、整備後も同じ場所に通園することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内又は近隣に仮設園舎を設置する場所が必要となる。 ・工事期間中の園運営に制約が生じる(敷地内に仮設園舎を設置した場合には、園庭・駐車場の使用不可、騒音発生などが想定される。) ・仮設園舎の設置等によって、建設費用が高額となる。 	×
現地整備 (閉園)	園を閉園した後、整備する。 (改修工事又は解体・新築)	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな土地の確保が不要。 ・仮設園舎を設置する必要がないため現地整備(園継続)よりも建設費用が安価となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備期間中は、保育園を運営することができないため、利用者は転園などの対応が必要となる。 	○
移 転	新たな場所に園舎を新設し、移転した後に、既存の園舎を解体する。	<ul style="list-style-type: none"> ・工事期間中の園運営に制約が生じない。 ・仮設園舎を設置する必要がないため現地整備(園継続)よりも建設費用が安価となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな土地の確保が必要となる。市有地以外の場合、取得費用等が必要となる。 ・移転によって、利用者の通園先が変更となる。 	△

※市の財政負担について

○：財政負担が小さい，△：条件によって異なる，×：財政負担が大きい

2 保育園等の運営方法について

区分	概要	長所	短所	市の財政負担
公設公営 【22園】	市が整備した施設を，市が管理運営する。	<ul style="list-style-type: none"> 市が施設を直接管理運営するため，市の意向を直接反映することが可能である。 安定的な管理運営が可能である。 	<ul style="list-style-type: none"> 国・県による整備費の補助金交付がなく，全て市の負担となる。 国・県による運営費の一部負担がなく，全て市の負担となる。 	×
公設民営 【0園】	市が整備した施設を，民間事業者が管理運営する。	<ul style="list-style-type: none"> 国・県による運営費の一部負担があるため，市の財政負担を軽減できる。 保護者のニーズにあわせて柔軟なサービスを提供できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 国・県による整備費の補助金交付がなく，全て市の負担となる。 建物の管理を市が実施する必要がある。 事業者が変更になる可能性がある。 	△
民設民営 【73園】	民間事業者が整備した施設を，民間事業者が管理運営する。	<ul style="list-style-type: none"> 国・県による整備費の補助金交付があるため，市の財政負担を軽減できる。 国・県による運営費の一部負担があるため，市の財政負担を軽減できる。 保護者のニーズにあわせて柔軟なサービスを提供できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 保育需要が見込めない地域では早期に撤退するおそれがある。 民間事業者によって，サービスの質に差が生じるおそれがある。 	○

※【】内は，柏市における該当する運営方法の園数

※市の財政負担について

○：財政負担が小さい，△：財政負担が中程度，×：財政負担が大きい

(参考) 保育園等に係る運営費及び整備費について

○運営費について

保育園等の運営費には、公費及び保育料が充当されています。

公立保育園の公費は市が全額を負担していますが、私立保育園等の公費は国・県・市の三者が負担しています。

また、3歳児から5歳児までの子ども又は市民税非課税世帯の子どもは幼児教育・保育の無償化によって保育料の保護者負担はありません。無償化の場合、公立保育園の保育料は全額を市が負担していますが、私立保育園等の保育料は国・県・市の三者が負担しています。

【無償化対象（3～5歳児又は市民税非課税世帯）】

区 分	公 費			保 育 料		
公立保育園	市負担			市負担		
私立保育園等	国負担 (1/2)	県負担 (1/4)	市負担 (1/4)	国負担 (1/2)	県負担 (1/4)	市負担 (1/4)

【無償化対象外（市民税非課税世帯を除く0～2歳児）】

区 分	公 費			保 育 料	
公立保育園	市負担			保護者負担	市負担
私立保育園等	国負担 (1/2)	県負担 (1/4)	市負担 (1/4)	保護者負担	市負担

○整備費について

公立保育園の整備については国や県の補助金はなく、全額市の負担となりますが、私立保育園等の整備については、国や県の補助金を利用することができ、市の負担は整備費の12分の1となります。

公立保育園整備費	市負担				
私立保育園等整備費	事業者負担 (1/4)	国+県負担 (2/3)			市負担 (1/12)

IV 御意見いただきたいこと

- 1 多様化する保育ニーズに対応するに当たり、公立保育園の役割として期待すること等について
- 2 公立保育園の施設整備に期待すること等について

V 今後について

- 1 次回懇談会について
第4回懇談会は、12月16日（木）開催予定です。
テーマは以下のとおりです。
 - (1) 公立保育園の施設整備方針について②
 - (2) 保育人材の確保，保育の質の向上について①
- 2 スケジュール（予定） ※下線部を変更しています。

	時期	テ ー マ
第1回	令和3年 7月15日	保育に係る現状の課題について
第2回	9月2日	保育需要増への対応について① 多様化する保育ニーズへの対応について①
第3回	10月21日	多様化する保育ニーズへの対応について② 公立保育園の施設整備方針について①
第4回	<u>12月16日</u>	公立保育園の施設整備方針について② <u>保育人材の確保，保育の質の向上について①</u>
第5回	令和4年2月	保育人材の確保，保育の質の向上について② 保育需要増への対応について② 保護者向けアンケート項目について
第6回	3月	意見整理

以上

柏市保育のあり方検討懇談会 (第4回)

資 料

I 保育人材の確保, 保育の質の向上について

1 柏市の保育士等の従事状況について

(単位: 人)

区 分	公立 保育園	私立保育園等			計
		認可 保育園	認定 こども園	小規模保 育事業所	
保育士・保育教諭 (常勤)	510	729	338	59	1,636
保育士・保育教諭 (非常勤)	248	194	82	44	568
幼稚園教諭	0	23	27	0	50
保育補助 (子育て支援員)	187	56	55	8	306
保育補助 (子育て支援員以外)	28	25	33	2	88
計	973	1,027	535	113	2,648

※令和3年度保育状況調査結果を再集計したもの

各用語の定義は次のとおり

常勤: 1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者

非常勤: 常勤に該当しない者

子育て支援員: 国が定める「子育て支援員研修」を修了した者

(参考) 保育所等における保育士配置に係る特例について

待機児童を解消し, 受け皿拡大が一段落するまでの緊急的・時限的な対応として, 平成28年4月から, 以下の保育士配置の特例が設けられています。

＜特例の内容＞

① 朝夕など児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例

保育士最低2人配置要件について、朝夕など児童が少数となる時間帯においては、保育士2名のうち1名は子育て支援員研修を修了した者等に代替可能とする。

② 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用に係る特例

保育士と近接する職種である幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を、保育士に代えて活用可能とする。

③ 保育所等における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例

保育所等を8時間を超えて開所していることなどにより、認可の際に最低基準上必要となる保育士数（例えば15名）を上回って必要となる保育士数（例えば15名に追加する3名）について、子育て支援員研修を修了した者等に代替可能とする。

※②・③の特例適用に当たっては、全体で1/3を超えない（保育士を2/3以上配置する）ことが必要

2 柏市及び近隣市の保育士等確保施策について

確保施策	柏市	近隣市（10市）※1
保育士等 処遇改善 事業（給与 の上乗せ）	月額4.3万円 ※勤務年数に関わらず 定額支給	全市で実施 初年度月額2万円～4.5万円 ※柏市を上回るのは松戸市及び我孫子市 （いずれも月額4.5万円） ※勤務年数に応じて支給額アップの市（最 高額は市川市月額10万円程度）や賞与支 給の市（船橋市及び浦安市、年額最大7～ 8万円）もあり
保育士宿 舎借り上 げ支援事 業	月額7.2万円	全市で実施 月額6万円～8.2万円 ※柏市を上回るのは市川市（月額7.5万 円）、浦安市（月額8万円）及び野田市（月 額8.2万円）

確保施策	柏市	近隣市（10市）※1
就職説明会の開催	こども園・保育園・幼稚園合同で開催	10市中7市で実施 ※新型コロナウイルス感染症の影響で松戸市や流山市ではオンラインで実施
就業奨励金支給事業	未実施	10市中3市で実施 市川市，流山市及び野田市 10万円～30万円
貸付事業（市の上乗せ事業のみ）※2	未実施	10市中4市で実施 ・就職準備金貸付制度（千葉市及び松戸市）10～20万円 ・保育士養成修学資金貸付事業（船橋市，松戸市及び浦安市）総額72～144万円 ※2～5年間の市内保育園等への勤務などによって返還義務が免除される規定有

※1 千葉市，船橋市，松戸市，我孫子市，浦安市，鎌ヶ谷市，流山市，市川市，野田市及び習志野市

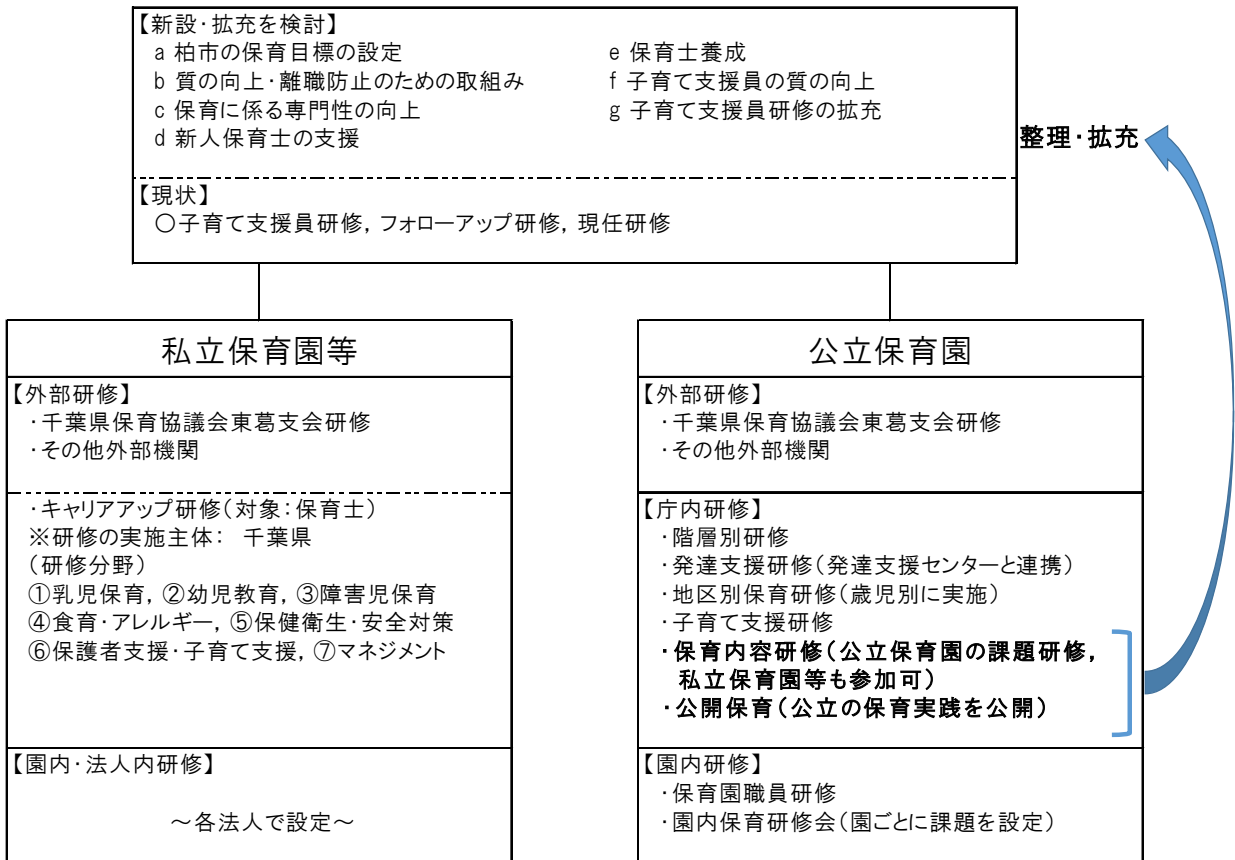
※2 千葉県内（千葉市を除く）の潜在保育士又は学生等を対象とした千葉県の貸付事業（就職準備金貸付制度（20万円以内）及び保育士修学資金貸付制度（120万円以内））とは別に実施している事業のみを記載

3 保育人材の確保，保育の質の向上のための今後の取組みについて

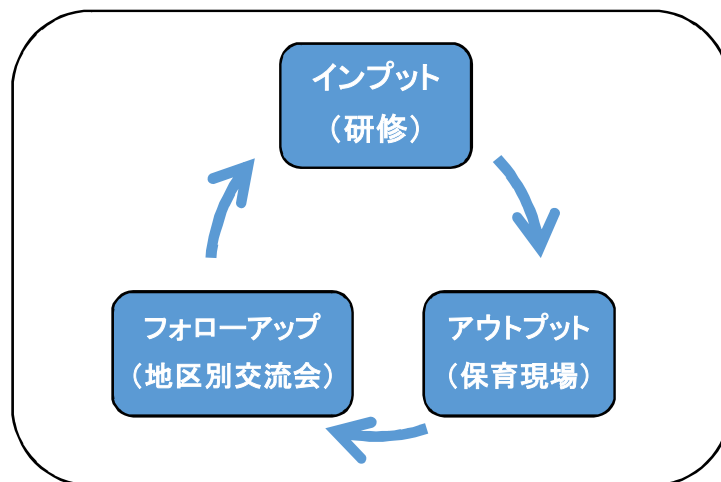
これまで実施してきた施策を継続しつつ，新たに以下の考え方のように「保育人材の確保」と「保育の質の向上」のための取組みを一体的に実施することを検討しているところです。

項 目	概 要	期待する効果	
		人材確保	質の向上
a 柏市の保育目標の設定	各園で独自の教育・保育目標を設定しているところですが，根底となる部分については共通の目標を設定し，市全体で質の向上を目指す考え方はどうか		○
b 質の向上・離職防止のための取組み	保育士としての仕事のやりがいや魅力を再確認するための事業を，公立保育園及び私立保育園等が一体となり検討する考え方はどうか	○	○
c 保育に係る専門性の向上	発達支援など全市的に課題となっている分野について研修を実施する考え方はどうか		○
d 新人保育士の支援	保護者とのコミュニケーションについての研修などによって，不足する経験を補う研修を実施する考え方はどうか	○	○
e 保育士養成	保育園等で勤務する子育て支援員等に保育士資格の魅力を発信するとともに，資格取得を支援する考え方はどうか	○	○
f 子育て支援員の質の向上	子育て支援員を対象とした研修（フォローアップ研修，現任研修）の充実を図り，保育の基本や発達支援等への理解を深めてもらう考え方はどうか		○
g 子育て支援員研修の拡充	子育て支援員研修の受講枠を拡大し，保育人材の確保を図ることで保育士の業務負担軽減を推進する考え方はどうか	○	○

(イメージ図)



※既存の研修体系を保育園等に係る研修の基本とし, 特に必要であると認められる分野について, 市が上乘せで事業を実施することを想定しています。



※研修等の実施に当たっては, 公立保育園が中心となって実施することを検討している「地区別交流会」と連携することを想定しています。

(参考) 公立保育園における保育目標の設定について

柏市の公立保育園全体で保育目標を設定し、この全体の保育目標を受けて各園で保育目標を設定しています。

～柏市の公立保育園全体の保育目標～

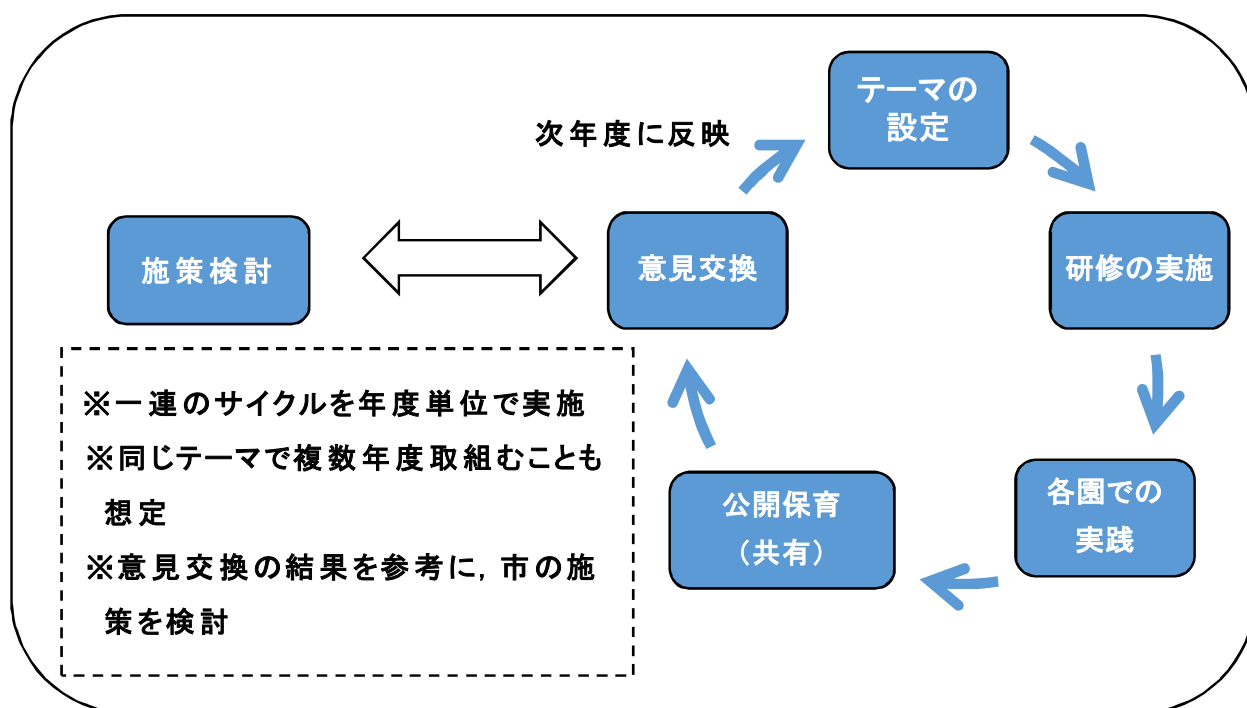
「生きる力を持つ子ども」

園名	各園の保育目標	園名	各園の保育目標
桜台保育園	心も体も元気な子、やさしく思いやりのある子、自分で考え行動できる子	富士見保育園	元気 やる気 やさしい心
若葉保育園	ひとりひとりが安定した気持ちで過ごす、保育園の生活を楽しむ	酒井根保育園	生きる力をもつ子ども
あけぼの保育園	やさしい心、丈夫な体、輝く笑顔	名戸ヶ谷保育園	げんき・やるき・えがお
富勢保育園	元気な子、やさしい子、考えて行動できる子、最後までがんばる子	田中保育園	やさしい心、丈夫な体、豊かな感性
東中新宿保育園	一人ひとりが安定した気持ちで過ごす。保育園生活を楽しむ。	旭町保育園	よく食べ心も体も元気な子、思いやりのある子、意欲的に取り組む子
豊四季保育園	生き生き遊ぶ元気な子、たくさんの愛情の中で心と体の根っこを育む、心も体も元気な子	東町保育園	丈夫な体と優しい心、自分で考えて行動できる子、互いに認め、共に育ち合う子
増尾保育園	ひとみキラキラじっくりあそべる子、見て、さわって、感じて大きくなろう、みんなでなかよくあそべる子	高野台保育園	丈夫な体とやさしい心・自分で考え行動できる子・ともに認め合う
豊住保育園	心も体もたくましい子に（やさしい心、元気な体、考える力、がんばる気持ちを大切にしましょう）	しこだ保育園	自分で考え行動する子ども、丈夫な体、元気な子ども、思いやりのある子ども
土南部保育園	元気・やる気・思いやり	松葉保育園	元気、やる気、思いやり
西原保育園	丈夫な体と豊かな心、自分で考え行動できる子、友だちと仲良くできる子	高柳保育園	じょうぶな体をつくる、やさしさ、思いやりの心をもつ、自分で発見し、たくさん遊ぶ
豊町保育園	元気な子ども、意欲のある子ども、心豊かな子ども	高柳西保育園	元気な子、豊かな心を持つ子、見て、聞いて、考えて取り組める子

4 質の向上・離職防止のための取組みの詳細について（3の項目bの詳細）

(1) 質の向上への取組体制について

従前から公立保育園で主催する研修や公開保育については、公立保育園がテーマを設定し、私立保育園等にも参加を呼び掛けてきたところですが、今後は、公立保育園と私立保育園等が合同でテーマを設定し、研修と公開保育を連動させて、質の向上に取組むことを検討しています。



(2) 離職防止への取組体制について

保育人材の確保には、新たな職員の採用だけでなく、現在働いている職員が長く就業できるような環境を整備して定着を進めることが重要であることから、離職防止のための活動についても（1）と同様に全市的に取組むことを検討しています。

また、「保育の現場・職業の魅力向上に関する報告書」（令和2年9月30日・保育の現場・職業の魅力向上検討会（事務局：厚生労働省子ども家庭局保育課））においては、「生涯働ける魅力ある職場づくり」が保育士の定着と確保の最重要課題であるとされています。同報告書で示されている「生涯働ける魅力ある職場づくり」のための具体的方策を参考に取組みを進めることを検討しています。

(参考) 生涯働ける魅力ある職場づくりのための具体的な方策

- 施設長は組織運営のためのマネジメント力を身につけ、保育士等がチームとして語り合う時間を確保しながら、生涯働ける魅力ある職場づくりを進めることが重要である。
- 働き方改革と業務効率化・業務改善の推進により、ノンコンタクト時間を確保して、保育士が「子どもの理解」を中心に語り合える環境の実現を図る。
- 保育所は働き方改革として、職員の勤務時間の改善や有給休暇の取得促進等を進めるとともに、育児・介護休業法に基づく育児・介護休業制度や短時間勤務制度、子の看護休暇・介護休暇制度等について就業規則等で整備することに加え、育児・介護休業や短時間勤務中の職員の代替要員の確保等を進め、育児休業制度等を取得しやすい勤務環境づくり、勤務時間・雇用形態にかかわらず、保育士の技能、経験、役割に応じた処遇とすることが重要である。
- 保育士の魅力とやりがいに見合った勤務環境にしていけるよう、保育所は学びや取組を進め、国は、様々な支援策に取り組む。
- ICT化や保育補助者等の活用により業務効率化と業務改善を進める。
- オンライン研修や保育の質の向上の取組、保育士が相談しやすい環境の整備、シニア人材の活用等の推進や施策の検討を行う。

【出典：「保育の現場・職業の魅力向上に関する報告書」】

※ノンコンタクトタイム：休憩時間とは別に物理的に子どもと離れ、各種業務を行う時間のこと。

(参考) 公立保育園の取組み

- ICT化について
 - 登降園システムの導入、勤怠管理システムの導入(会計年度任用職員用)、一時預かり保育料の電子マネー決済導入
- 保育補助者等の活用について
 - 従前は、業務のほとんどを保育士が行っていましたが、保育士以外でも実施することができる業務については、業務分担を行い保育士の業務負担の軽減を図っています。
 - ・ 子育て支援員(研修修了者)
 - 給食時などの業務多忙時に配置して保育士のサポートを行ったり、いわゆ

る「気になる子」の見守りなどを行っています。

- ・ 保育補助員（無資格者）

保育室の清掃，おもちゃの消毒などの環境整備を行っています。

- ・ 事務補助員

登降園システム管理事務，勤怠管理事務，会計事務，電話対応等を行っています。

Ⅱ 御意見いただきたいこと

- 1 柏市の保育人材確保に係る施策に期待すること等について
- 2 柏市の保育の質の向上に係る施策に期待すること等について

Ⅲ 今後について

1 次回懇談会について

第5回懇談会は、令和4年1月27日（木）開催予定です。

以下のテーマを御議論いただく予定です。

- (1) 公立保育園の施設整備方針について②
- (2) 保育需要増への対応について②
- (3) 保護者向けアンケート項目について

2 スケジュール（予定） ※下線部を変更しています。

	時期	テ ー マ
第1回	令和3年 7月15日	保育に係る現状の課題について
第2回	9月2日	保育需要増への対応について① 多様化する保育ニーズへの対応について①
第3回	10月21日	多様化する保育ニーズへの対応について② 公立保育園の施設整備方針について①
第4回	12月16日	保育人材の確保，保育の質の向上について
第5回	令和4年 <u>1月27日</u>	<u>公立保育園の施設整備方針について②</u> 保育需要増への対応について② 保護者向けアンケート項目について
第6回	<u>2月24日</u>	意見整理

以上

【補足資料】

保育園等に係る市負担額への地方交付税措置について

第3回柏市保育のあり方検討懇談会において、保育園等に係る運営費及び整備費について参考資料を掲載したところですが、当該資料における「市負担」部分については、地方交付税によって措置されていることから以下のとおり補足します。

1 第3回柏市保育のあり方検討懇談会資料掲載内容（抜粋）

○運営費について

【無償化対象（3～5歳児又は市民税非課税世帯）】

区 分	公 費			保 育 料		
公立保育園	市負担			市負担		
私立保育園等	国負担 (1/2)	県負担 (1/4)	市負担 (1/4)	国負担 (1/2)	県負担 (1/4)	市負担 (1/4)

【無償化対象外（市民税非課税世帯を除く0～2歳児）】

区 分	公 費			保 育 料	
公立保育園	市負担			保護者負担	市負担
私立保育園等	国負担 (1/2)	県負担 (1/4)	市負担 (1/4)	保護者負担	市負担

○整備費について

公立保育園整備費	市負担				
私立保育園等整備費	事業者負担 (1/4)	国+県負担 (2/3)			市負担 (1/12)

2 保育園等の運営費について

保育園等の運営費に係る市負担額については、地方交付税の算定に当たって算出される基準財政需要額の対象となっています。基準財政需要額は、市

が実施する事業のうち国が定める様々な項目を対象として算出され、保育園等の負担は単位費用や補正係数の一部に組み込まれています。(参考「地方交付税制度の概要」)

3 保育園等の整備費について

公立保育園の施設整備については、事業費の50%が地方債として、借入可能となっており、その元利償還金(返済金)について、事業費補正により70%、単位費用により30%が地方交付税措置の対象となります。

4 その他

地方交付税措置の対象となる公共施設の整備を目的とした地方債についても、要件を満たすことができれば公立保育園の整備に活用できる可能性があります。

○公共施設の整備を目的とする地方債の例

公共施設等 適正管理推 進事業債	(公共用の建築物の長寿命化事業) 個別施設計画に位置付けられた公共用の建築物に係る長寿命化事業であって、法定耐用年数を超えて公共用の建築物を使用するために行う改修事業	対象事業費の27%が地方交付税措置の対象 (充当率90%, 交付税措置率30%)
	(転用事業) 個別施設計画に位置付けられた施設の転用事業	
	(立地適正化事業) 立地適正化計画に基づく事業であって、国庫補助事業を補完し、又は一体となって実施される地方単独事業	
	(集約化・複合化事業) 個別施設計画に位置付けられた集約化事業又は複合化事業であって、全体として延床面積が減少する事業	対象事業費の45%が地方交付税措置の対象 (充当率90%, 交付税措置率50%)
緊急防災・ 減災事業債	東日本大震災等を教訓として全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業	対象事業費の70%が地方交付税措置の対象 (充当率100%, 交付税措置率70%)

※令和3年12月時点。時限措置の事業もある。

地方交付税制度の概要

1 地方交付税のしくみ

○所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

地方交付税制度の概要

性 格：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」（固有財源）

(参考 平成17年2月15日 衆・本会議 小泉総理大臣答弁)

地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます。

総 額：所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額

種 類：普通交付税＝交付税総額の94%、特別交付税＝交付税総額の6%

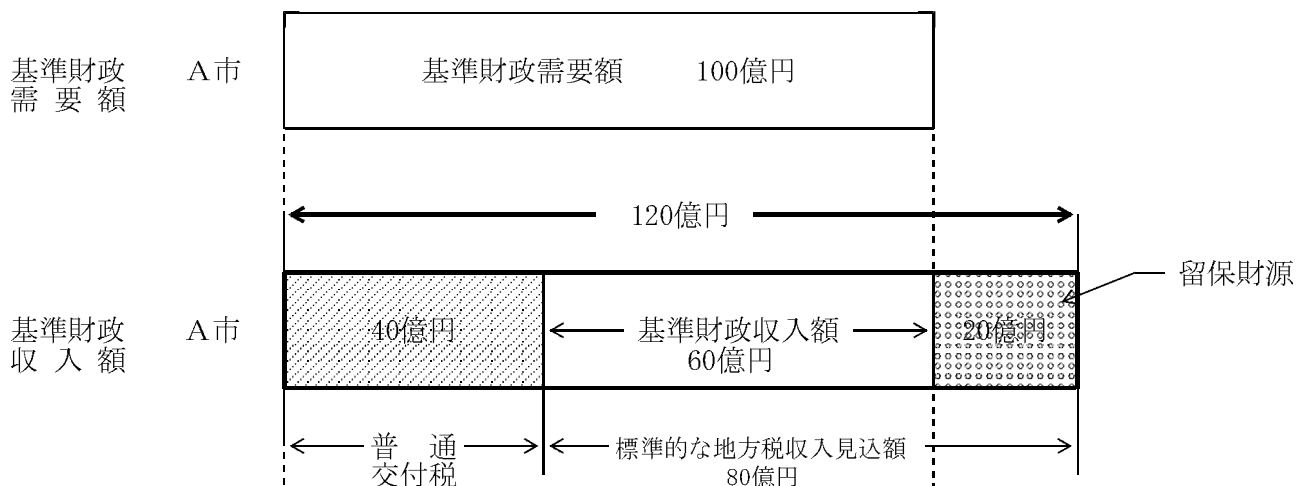
普通交付税の額の決定方法：

各団体ごとの普通交付税額 = (基準財政需要額 - 基準財政収入額) = 財源不足額

基準財政需要額 = 単位費用(法定) × 測定単位(国調人口等) × 補正係数(寒冷補正等)

基準財政収入額 = 標準的な地方税収入見込額 × 原則として75%

普通交付税の仕組み



柏市保育のあり方検討懇談会（第5回）

資 料

I 公立保育園の施設整備方針について②

1 公立保育園の役割について

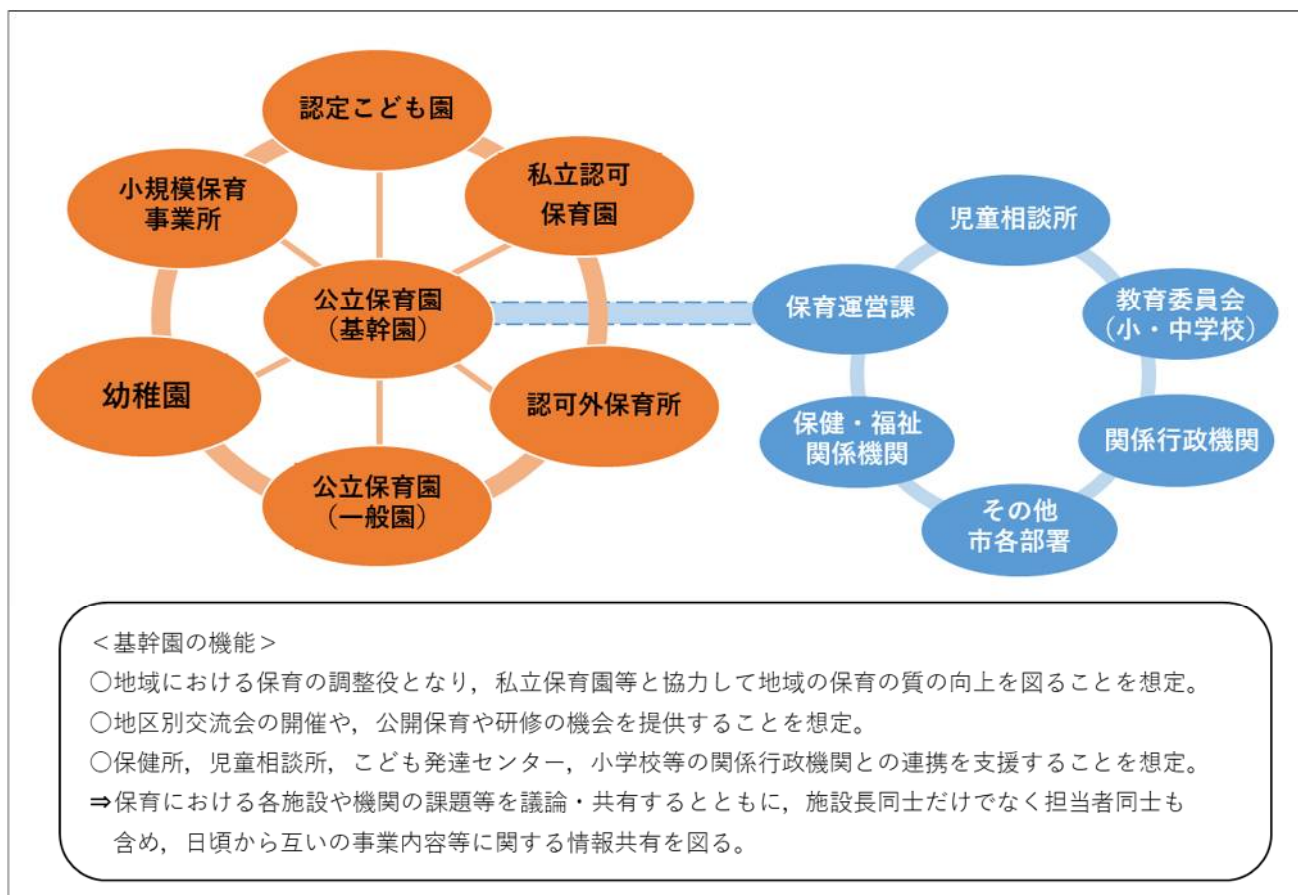
公立保育園の役割を以下のとおり整理することを検討しています。

<p>基幹園としての機能</p>	<p>公立保育園の一部を基幹園として位置づけ、地域における保育のコーディネーター（調整役）としての機能を持たせる考え方はどうか</p> <p>⇒地域における保育の調整役となり、私立保育園等と協力して地域全体の保育の質の向上を図る。</p> <p>⇒保育に関連する他の行政機関との連携を支援する。</p>
<p>定員数の調整機能</p>	<p>保育需要の減少局面においては、公立保育園の「定員の弾力化」の停止や定員削減を行い、保育供給量の調整を行う考え方はどうか</p> <p>⇒「定員の弾力化」の停止や定員削減によって多様な保育ニーズへ対応することを想定する。</p>
<p>セーフティネットとしての機能</p>	<p>地域における保育のセーフティネットとしての機能を持たせる考え方はどうか</p> <p>⇒特別な事情がある児を、急遽、保育園等で受入れなければならない場合において、私立保育園等による対応が困難なときには公立保育園が対応する。</p> <p>⇒現時点において、私立保育園等による対応が困難であると考えられる医療的ケア児保育については、公立保育園が率先して対応し、体制や環境を整備した後に私立保育園等に普及させる。</p> <p>⇒不測の事態にも対応できるよう余力を持たせた運営体制とする。</p>

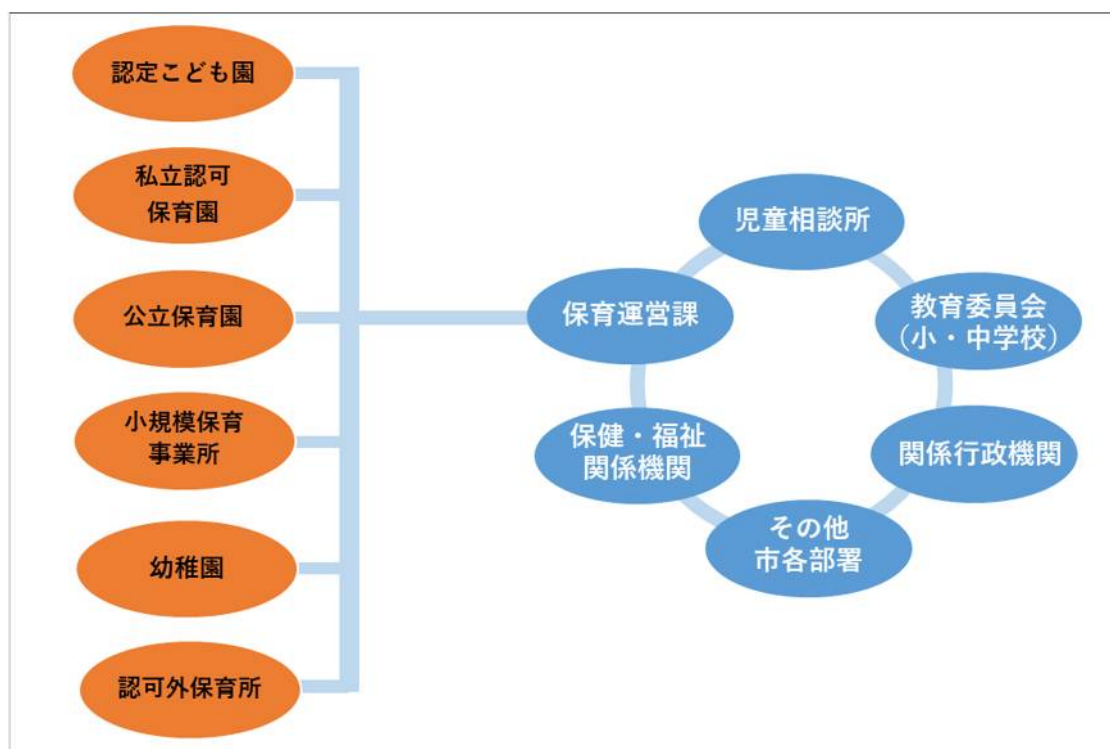
※公立保育園の役割は、社会情勢に合わせ3～5年で見直すことを想定

※それぞれの機能について、当面の間はモデル事業を実施することを想定

(参考) 基幹園としての機能のイメージ図



(参考) 現状のイメージ図



2 公立保育園に係る施設整備の基本的考え方について

以下のとおり整理することを検討しています。

- 公共施設である公立保育園は、「柏市公共施設等総合管理計画(基本方針編)第1期計画(平成28年度～平成37年度)」の基本方針(「施設機能の再編と総量の縮減」,「計画的な保全による施設の長寿命化」及び「財産の活用と管理運営費の縮減」)の対象となっており,各施設ごとに今後の再編等の方向性を定めることとなっている。
- しかしながら,当面は保育需要の予測が困難であることから,園ごとに施設老朽化の状況等を考慮して再整備等の時期を検討する。
- 再整備等の方法は,その時点における保育需要の状況によって,以下の考え方を基本として,民間活力の活用を含め検討する。

保育需要が増加・横ばいに推移する局面における考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・現地での再整備(建替・改修)を検討する。 ・敷地や周辺の状況によって現地での再整備(建替・改修)が困難な場合は,近隣への移転を検討する。 ・近隣への移転も困難な場合は,代替措置を検討した上で,閉園する。
保育需要が減少する局面における考え方	周辺の保育園等の配置や地域の保育需要等の状況を総合的に判断し,「柏市公共施設等総合管理計画(基本方針編)第1期計画(平成28年度～平成37年度)」に基づいて,閉園,近隣の公立保育園との統廃合,移転又は現地での再整備(建替・改修)等の対応を検討する。

3 公立保育園を再整備する際に検討すべき事項

以下の事項が想定されます。

基幹園に必要な設備	再整備する園を基幹園として位置づける場合,地区別交流会等の会場として必要な設備の設置を検討する考え方はどうか
多機能化・複合化	子育て支援拠点など子どもの育ちに良い影響を与える施設と一体的に整備することによって整備費用を削減することができないか検討する考え方はどうか
民間活力の活用	新たな施設を整備せずに,民間施設を賃借することを検討する考え方はどうか

Ⅱ 保育需要増への対応について②

1 保育需要の今後の動向について

- 保育需要は当面の間増加しますが、令和7年度頃をピークに横ばいとなり、その後減少することが見込まれます。
- 柏市の未就学人口に占める北部地区の未就学人口の割合は高く、つくばエクスプレス線沿線を中心とした旧田中地域の開発が、柏市の未就学人口に大きな影響を与えることが予想されます。
- そのため、旧田中地域の宅地開発の動向によっては、保育需要のピークが令和7年度頃から前後する可能性があります。
- 国の制度改正等で保育需要が大幅に増加する可能性もあります。

2 保育需要への対応に係る基本的考え方について

以下のとおり整理することを検討しています。

<p>保育需要が増加・横ばいに推移する局面における考え方</p>	<p>保育需要が横ばいになる時期を正確に予想することは極めて困難であることから、「定員の弾力化」を継続しつつ、待機児童者数及び入園保留者数等の実績値から、2～3年度先の保育需要を予測し、新園整備を行う。 ⇒新園整備の公募は、開園年度の2～3年前に実施することから、保育需要がピークを迎えた後の数年については、保育供給量が過多になる恐れがある。</p>
<p>保育需要が減少する局面における考え方</p>	<p>保育供給量が過多となった時点で「定員の弾力化」を停止することで、保育の供給量の調整を行う。 ⇒定員数の調整機能として、公立保育園は「定員の弾力化」や定員の削減を行い保育の供給量調整を行う。</p>

3 保育需要・供給の歳児間・地域間格差への対応について

(1) 歳児間格差への対応

- 令和3年4月1日時点の柏市全体の歳児別定員数について、3～5歳児の各歳児の定員数（1,667～1,686人）に比べ0～2歳児の各歳児の定員数（658～1,548人）が少なくなっています。
- 令和3年4月1日時点の入園保留者235人のうち、1歳児の入園保留者が108人と最も多くなっています。

⇒これらの現状への対応策を以下のとおり検討しています。

認可保育園及び認定こども園の新園整備の際は、0～2歳児を保育する小規模認可保育事業所を組み合わせる整備し、歳児間格差の縮小を図る考え方はどうか

(補足)「第二期柏市子ども・子育て支援事業計画(令和2年3月)」においては、0～5歳児まで一貫して保育を実施することができる認定こども園及び認可保育園を中心に整備を行っている。これらの整備を補完するものとして、0～2歳児までの小規模認可保育事業所を整備している。

(2) 地域間格差への対応

○平成23年(2011年)4月から令和3年(2021年)4月までの10年間における未就学人口は、旧田中地域、豊四季台地域及び新田原地域で増加しているが、その他の地域は減少しています。

○未就学人口が増加している地域は、中～大規模の宅地開発が行われた地域でもあります。

○宅地開発が予定されている地域においては、人口流入によって保育需要が急増する可能性もあります。

⇒これらの現状への対応策を以下のとおり検討しています。

駅前送迎保育ステーションを設置することで保護者の利便性を向上させるとともに、保育需要の地域間格差に対応する考え方はどうか

4 課題について

3については、以下の課題が想定されるため、課題への対応策も併せて検討しているところです。

(1) 歳児間格差への対応

小規模認可保育事業所の対象は、0～2歳児であるため3歳児以降は別の園に入園することになり、一貫した保育を受けることができない。

(2) 地域間格差への対応(駅前送迎保育ステーションの整備)

ア 園児にとって、園とステーションの二重保育になることやバスの移動が、負担となる。また複数の園児がステーションに集まることで感染症拡大のリスクがある。

イ 保護者にとって、園の保育士と会う機会が減るため、園児の園での様子等を直接確認することが難しくなる。

ウ 園の保育士にとって、保護者と会う機会が減るため、保護者支援が難しくなる。

Ⅲ 保護者向けアンケート項目について

1 アンケートの目的について

保護者の保育に係るニーズ及び満足度等を調査し、今後の施策検討の参考とすることを目的とします。

2 アンケート調査の対象者について

以下の約8,000世帯を対象とします。

- (1) 保育園等の保護者（私立保育園等にメール等での周知を依頼）
- (2) 子育て支援拠点等の利用者（チラシの配架等で周知）

3 調査方法について

- (1) インターネット又は用紙での回答（氏名、園名の記載は求めない。）とします。
- (2) 回答期間は2月中旬から3月中旬までの1か月程度とします。

4 調査項目について

- (1) 保護者の居住地及び就業状況等について
- (2) 保育園等を選ぶ際に重視する点について
- (3) 現在受けている保育の満足度について
- (4) 保護者が現在必要としている保育に係るサービスについて

IV 御意見いただきたいこと

- 1 公立保育園の施設整備について期待すること等について
- 2 保育需要増への対応について期待すること等について
- 3 保護者アンケートの項目として追加すべき事項等について

V 今後について

- 1 次回懇談会について
第6回懇談会は、令和4年2月24日（木）開催予定です。
次回で最終回となり、第1回から第5回までにいただいた意見を整理します。

2 スケジュール（予定）

	時期	テ ー マ
第1回	令和3年 7月15日	保育に係る現状の課題について
第2回	9月2日	保育需要増への対応について① 多様化する保育ニーズへの対応について①
第3回	10月21日	多様化する保育ニーズへの対応について② 公立保育園の施設整備方針について①
第4回	12月16日	保育人材の確保，保育の質の向上について
第5回	令和4年 1月27日	保育需要増への対応について② 公立保育園の施設整備方針について② 保護者向けアンケート項目について
第6回	2月24日	意見整理

以上

柏市保育のあり方検討懇談会（第5回）

参考資料

1 子ども・子育て支援法について

第五章 子ども・子育て支援事業計画

（基本指針）

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

（略）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

（略）

2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備等の基本的な指針について

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十条第一項の規定に基づく、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十六年内閣府告示第百五十九号）」が改正され、「市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項」に以下の「地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項」が追加されました。（令和4年4月1日施行）

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

（略）

4 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

次に掲げる施策を踏まえつつ、各市町村の実情に応じた施策を盛り込むこと。

（一）関係機関の連携会議の開催等

妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行っていくためには、管内の子ども・子育て支援を実施している事業所の特性を十分に把握し、それらを生かした体制整備を行うことが望まれる。その際、一の事業者が複数の事業を行い総合的な支援を実施している場合だけでなく、各事業を実施する機関が相互に連携し、協力を図ることによって子育て家庭の状況に応じた支援を行う場合が考えられるが、特に関係機関が連携する場合には、市町村が主体的にその環境を整備することが重要である。

このため、市町村においては、それぞれの子どもたちの特性や家庭の状況に応じた適切な支援につなげるため、子育て支援に関わる関係機関（認定こども園、幼稚園、保育所、地域子ども・子育て支援事業を実施する事業所、保健センター、医療機関、小学校、児童相談

所等)を集めた会議を少なくとも年に一回は開催し、各機関における課題等について議論し、共有するとともに、各機関の長同士だけでなく担当者同士も含め、日頃から互いの事業内容等に関する情報共有を図ることが考えられる。当該会議については、各市町村の規模に応じて、地域別に開催することや担当者の会議を開催することも考えられる。

(二) 関係機関の連携を推進する取組の促進

保護者が必要とするときに必要な支援を利用することができるよう、次に掲げる事業の実施に当たり、それぞれ次に定める取組を併せて行うことにより子育て支援に関わる関係機関の連携を促進することが考えられる。

- (1) 利用者支援事業専門的な知識及び経験を有する職員が、近隣の子育て支援又は母子保健等に関する事業を実施する各事業所等を巡回し、情報の収集及び共有を行うこと。
- (2) 地域子育て支援拠点事業保護者の子育てに対する不安を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、子育てができるよう、必要に応じ関係機関の協力を得て、休日の育児参加促進に関する講習会を実施すること。
- (3) 子育て援助活動支援事業地域子育て支援拠点等との連携強化を図り、巡回等による見守り支援や、事故防止に関する講習等を実施すること。

3 柏市公共施設等総合管理計画について

柏市公共施設等総合管理計画「基本方針編」第1期計画（平成28年度～平成37年度）（抜粋）

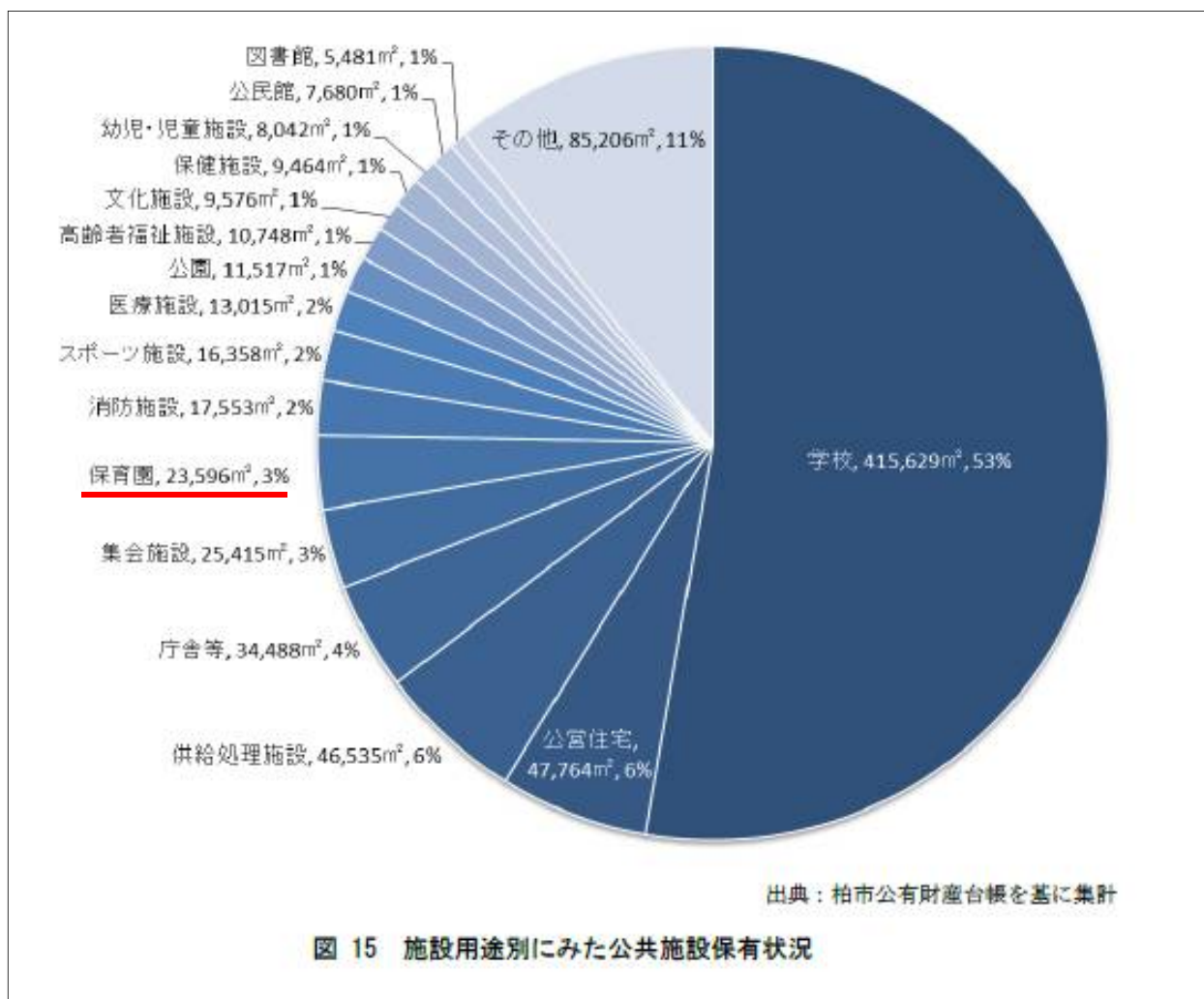
第2章 公共施設等を取りまく現状と課題

2-2 公共施設等を取りまく現状と課題

2-2-1 建築物系施設

(1) 保有面積・整備状況

(略)



第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

3-1 建築物系施設

3-1-1 基本方針

公共施設の現状及び課題を踏まえ、「施設機能の再編と総量の縮減」、「計画的な保全による施設の長寿命化」及び「財産の活用と管理運営費の縮減」の3つの基本方針を定めます。

基本方針1：施設機能の再編と総量の縮減

柏市の人口1人あたりの公共施設の延床面積は、中核市や類似自治体の平均と比べて低い水準にあります。他の自治体と同様、中長期的には少子高齢化に伴う人口減少社会の到来により、財政状況が厳しくなることが確実であり、今ある全ての施設をこれまでと同様に維持していくことは困難です。また、利用率が低下している施設も存在していることから、現状の行政サービスが市民ニーズに合っているか再検証を行っていく必要があります。

このため、施設機能の再編を図るとともに施設総量の縮減を図り、「量」の適正化と「質」の確保の両立を目指します。

(1) 市民ニーズに合わせた施設機能の再編

(略)

今後は、各施設について、利用率やコスト等の状況を的確に把握した上で、市民のニーズと乖離があると認められるときは、施設のあり方を含めた見直しを行います。

この場合、公共施設を単にハコモノとして捉えるのではなく、そこで提供されている行政サービスや活動に着目し、施設の持つ機能が利用者のニーズにあったものとなるように見直しを行います。例えば、近隣センターは、集会施設、体育館（室）、図書館分館等の機能を持つ複合施設ですが、全ての近隣センターに同様の機能を持たせるのではなく、地域のニーズに応じて利用度の低い機能は廃止し、利用が多く見込まれる機能は新たに加えることなども検討します。

3-1-2 目標設定

(略)

(3) 数値目標の設定

(略)

このため、施設総量（延床面積）の縮減については、将来推計人口を踏

まえて段階的な取組を進め、今後40年間で13%減らしていくこととし、その他の方策を並行して実施することにより収支ギャップの解消を図ります。

3-1-3 具体的な手法

基本方針1：施設機能の再編と総量の縮減

(略)

(2) 取組の考え方・手法

① 施設の集約化・複合化・転用

施設機能の再編に向けて、集約化・複合化・転用を推進します。集約化とは、既存の同種又は類似の施設を一か所に統合することをいいます。複合化とは、異なる種類の施設を一か所に統合することをいいます。異なる種類の施設を同じ建物に配置することにより、ワンストップサービスの提供や施設・設備等の一部共用化による管理運営の効率化などの相乗効果を図ります。転用とは、既存の公共施設を改修し、他の施設として利用することをいいます。

いずれの場合も、必要な機能を維持することにより、行政サービスの低下を招かないように配慮します。また、従前の延床面積を減らして、将来の財政負担の抑制を図ります。

手法	取組のイメージ	
	実施前	実施後
集約化 (運営統合)	<p>A近隣センター (延床面積:800) B近隣センター (延床面積:800)</p>	<p>廃止 廃止 集約後施設 (延床面積:1200)</p> <p>C近隣センター</p>
<p>既存の同種又は類似の公共施設を統合し、一体の施設として再整備(建替)する手法です。</p>		
集約化 (機能集約)	<p>A近隣センター (延床面積:600) B近隣センター (延床面積:1200)</p>	<p>廃止 B近隣センター (延床面積:1200)</p>
<p>既存の同種又は類似の公共施設で、1施設に機能集約が可能と判断された場合、一方の施設を廃止して統合する手法です。</p>		
複合化 (運営合築)	<p>児童センター (延床面積:800) 老人福祉センター (延床面積:800)</p>	<p>廃止 廃止 複合施設(他世代交流施設) (延床面積:1200)</p> <p>児童センター 老人福祉センター</p>
<p>既存の異なる種類の公共施設を合築し、これらの機能を有した複合施設として再整備(建替)する手法です。</p>		
複合化 (用途変更)	<p>こどもルーム (延床面積:400) 学校 (延床面積:4000)</p>	<p>廃止 複合施設 (延床面積:4000[400+3600])</p>
<p>既存の異なる種類の公共施設で、一方の施設にある余剰スペースの用途変更で、もう一方の施設の機能確保が可能と判断された場合、後者の施設を廃止して統合する手法です。</p>		

図 31 集約化・複合化のイメージ

手法	取組のイメージ	
	実施前	実施後
転用	<p>市営住宅 (延床面積:3000)</p>	<p>特別養護老人ホーム (延床面積:3000)</p>
<p>既存の公共施設を改修し、他の施設として利用する手法です。</p>		

図 32 転用のイメージ

(略)

基本方針3：財産の活用と管理運営費の縮減

(2) 民間活力の活用

① 民間施設の活用・主体変更等

行政サービスを維持しながら施設の管理運営費を縮減する手法として、民間施設の活用や主体の変更、サービスの提供方法の変更等の取組を進めます。

なお、PPP/PFI手法の導入については、「柏市 PPP/PFI 手法導入ガイドライン」に基づく取組を進めます。



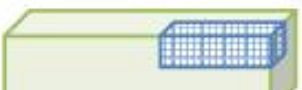






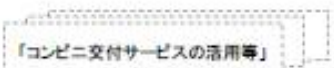
手法	取組のイメージ	
	実施前	実施後
民間施設の活用	 小規模ホール (延床面積:1000)	 廃止  賃借等 大規模小売店舗との複合施設 (延床面積:10000[公共1000+民間9000])
公共施設を自ら整備するのではなく、必要となる施設規模や設備を総合的に見極め、民間施設へ入居可能であれば、運営形態(賃借か区分所有か、民営民営か民営公営か等)を踏まえた上で活用する手法です。		
主体の変更	 体育館 (延床面積:6000)  専業・管理運営 公共	 体育館 (延床面積:6000)  専業・管理運営 民間 指定管理者制度の導入等
専業の施設主体や、施設の管理運営主体について、指定管理者制度の導入、民営化等により、民間事業者等へ変更する手法です。		
サービス提供方法の変更	 証明書等申請・交付窓口	 縮小  「コンビニ交付サービスの活用等」
事業子のものでサービスのあり方等を踏まえ、ICTの活用等により、施設を前提としないサービス提供方法へ変更する手法です。		

図 33 民間施設の活用・主体変更等のイメージ

第4章 類型別方針

4-1 建築物

(略)

4-1-6 子育て支援施設

(1) 保育園

施設の状況 <ul style="list-style-type: none"> 市内に23施設あります。 老朽化した施設が多く、対応が求められています。 保育需要は増加しており、需要に見合ったサービス量を確保する必要があります。ただし、中長期的には、幼少人口の減少に伴い、保育需要も減少するものと見込まれます。 	
施設管理の方向性 <ul style="list-style-type: none"> 保育需要の伸びに見合った必要なサービス量の確保については、私立保育園の整備により対応します。 中長期的には保育需要の減少が見込まれることから、地域ごとの保育需要や民間施設の整備状況、施設の老朽化の状況等を見据えながら、今後の公立保育園のあり方（公立保育園として必要な役割と機能、規模及び配置など）について、廃止や民間事業者への移行を含めて検討し、<u>総量の縮減を図ります。あわせて、サービスの質の向上を図り、量と質の両面から最適化に努めます。</u> <u>存続させる施設については、日常的な点検や定期的な修繕に加え、中長期的な計画に基づく大規模修繕等を実施すること（計画的な保全）により長寿命化を図ります。あわせて、他の公共施設との複合化や施設規模の縮減（ダウンサイジング）なども検討します。</u> 	
第1期計画期間に重点的に取り組む事項 <ul style="list-style-type: none"> <u>○今後の児童数の推移や保育需要の見直しを分析し、待機児童の解消が可能となる保育量の安定的な確保を前提とし、今後の公立保育園のあり方を検討します。</u> ○検討に基づき、柏市の基本的な考え方（公立保育園の最適化に関する基本方針）をまとめます。 	中長期にわたり優先的に取り組む事項 <ul style="list-style-type: none"> <u>○左記の事項を踏まえ、関係機関等からの意見聴取を行いながら、現状維持、役割の見直し、規模の縮小や統合などについての検討と具体的な計画の策定を行います。</u> ○存続させる施設については、計画的な保全により、機能の維持と一定の長寿命化を図ります。

柏市保育のあり方検討懇談会（第6回）

資 料

I 意見整理

1 多様な保育ニーズへの対応について

(1) 特別な支援を要する児に係る現状について

○柏市私立認可保育園協議会で独自に会員園62園へアンケートを実施したところ、園児数の約10%弱が特別な支援を必要とするお子さんである現状が浮き彫りになりました。これまでは、公立保育園は園数が少ないものの、多くの支援を必要とする子どもを受け入れている現状があり、下支えをしてくださっていたと思います。

○学級崩壊という言葉がありますが、保育園の世界でも保育崩壊が起きています。年齢ごとに必要な成長を担保できない状況になっています。特別な支援を必要とする子どもたちが多い状況に、保育自体が成立していないことがあり、先生たちに負担を強いることになっているのではないかと考えます。

○特別な支援を必要とする子ども、必要としない子ども、両者に負担がかかっている状況ですし、保育士や幼稚園の先生たちの負担も大きく、平等に愛情を注ごうとしてキャパシティオーバーになり疲弊しています。

○保護者に専門機関への相談や受診をお願いすると、快く受け入れてくださる場面もあれば、うちの子に限ってという場面もあります。受け入れていただいても、予約が取れず受診までに2～3か月かかることがあり、保護者の精神衛生上良くない状況が起こります。

○2歳児クラスでも支援が必要な子どもが何人もいます。月齢によって成長は異なりますが、まだ幼いので、ふざけるお子さんに皆揃ってしまいます。そうすると、もう先生の能力以前の問題です。その子に合った教育・保育方法や施設が必要であり、それが無いとお互いに苦しい状況になります。

○特別な支援を必要とする子どもや、日本語が通じない外国人の子どもなどの割合が増えています。おおよそ、一クラスに3～4人いる状況です。10年前には1学年に3～4人程度でした。

(2) 特別な支援を要する児（障がい児保育・いわゆる「気になる子」）について

<p>○教育・保育の質を向上させる際に、特別な支援を必要とする子どもと、支援を必要としない子どもの活動は切り分けされるべき場面があると考えています。就学にあたり、45分間座れるようになるための時間は必要ですし、そこで動いてしまう子どもについては、その子どもに合った適切な療育機会を持つことが大事です。</p>
<p>○自分の思いどおりの保育ができない子どもが必ずしも「気になる子」ではない。大人のエゴになってしまうおそれがあります。子どもの気持ちに寄り添う保育を行い、「まだ遊びたかったんだよね。もう少し遊ぼうか」とか、「今、先生はこういう風にして欲しいんだけど、どうかな」という風に、子どもに寄り添うと、子どもも自分の気持ちを先生は分かってくれたとあって、そこで変わるお子さんもいるかもしれない。そういうお子さんは「気になる子」ではないと、その辺の棲み分けもしていく必要があると思います。自分の思う保育ができないから「気になる子」というのは危険だと思います。</p>
<p>○保育士のスキルアップも必要で、A先生だったら「気になる子」ではないのに、B先生だったら「気になる子」にならないよう、どの先生であっても同じように保育を受けられる保育力が必要だと思っています。基本的には、子どもの気持ちに寄り添い、大事に育てるという意欲があれば、きっと子どもたちにとっては、それが自信に繋がり、自己肯定感が強くなると思います。</p>
<p>○多様性を子どもの頃から意識するのは大切なことです。「こういう子がいるから他の子たちができなくなる」という見方をする大人をなくしたいと思う。</p>
<p>○障がいをもつ子、気になる子について、人生の土台をつくる時期（幼児期）に多様な子らが一緒に適切に保育されることは双方に良い刺激となり、認め合うことで自尊心を育み思いやりのある社会へとつながる大切な情操教育だと思う。</p>
<p>○いわゆる「気になる子」について、子どもたちの生活経験、環境面を補うことで解消されることがあるかもしれません。また、保育者側の子どもを見る目を広げ・深めることも重要になります。ちょっとした気になる部分も、気になる子として取り上げられてしまうことは、子どもたちが不幸になってしまいます。保育者の専門性を高めること、家庭環境もみていくことが必要だと感じます。</p>

(3) 特別な支援を要する児（医療的ケア児保育）について

○医療的ケア児保育について、相談窓口の一本化、連携調整役の養成が必要だと思います。また、病院の近隣など、各コミュニティエリアで核となる園を設け、有事の際に必要な機材や人材の集まる場所とするのがよいのでしょうか。

<p>○医療的ケア児保育について、日々子ども同士の活動が、お子さんの命にかかわる可能性があるということに、不安な気持ちがないわけではありません。その意味からは、受け入れに際しては、まず職員の気持ちの負担を軽減しながら、保育士、看護師、保護者がそれぞれに役割分担しながらも、そのお子さんの最善の利益のために知恵を出し合う必要性を感じています。</p>
<p>○医療的ケア児保育については、民間では実施が難しいところです。こども発達センターや市立病院など公のところが連携して、皆で見えていく体制がとりやすいと思います。また、柏市医師会、医療機関及び柏市医療的ケア連絡会との連携も必要ではないかと思えます。</p>
<p>○医療的ケア児については、当然組織としてしっかりしている行政が主となって民間をリードする必要があると考えます。福祉・教育・保健・こどもの分野が全て整うその力でモデルを構築し、そのノウハウを下敷きに私立園にも広げていく。お金も人も必要な話であり、いきなり私立園も一緒に頑張りましょうというには酷であると感じました。</p>
<p>○医療的ケア児について、イギリスでは各家庭を訪問するという方法も取られているようです。江戸川区の公立保育園では0歳児保育を行わず、保育ママ（※）で対応し、保育ママのところを市の指導員が巡回し、保育ママを、保育士を経験した専門職が支援しながら保育を行っています。地域にしながらサービスを受けることができるという要望に応える、いろいろな方法が考えられるのではないのでしょうか。一定の場所に集めることだけでなく、出向いていくなど状況を考えて、どう整理をしていくかが大切です。</p> <p>※「保育ママ制度」…乳児又は幼児について、家庭的保育者の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業</p>

(4) 特別な支援を要する児（共通・その他）について

<p>○一対一での対応が必要な子どもたちや専門的知識による療育が必要な子どもたち、医療的ケアを必要としている子どもたちの受け入れや対応は、既存の専門施設での受入対応が限界を超えている中で、専門的知識や技術を有する職員配置を行うことができる事業を園内で実施する。ある一定の地域ごとにそのような機能を有することで、地域の施設を支援するセンター的役割を担う施設を整備するなどの対応を早急に行うことも必要であると考えます。</p>
<p>○公立・私立に関わらず、特別な支援を必要とする子どもたちを支え育む機能を持たせ、事業を進める必要が喫緊にあると思えます。</p>
<p>○人材確保に関しては、発達障がいのある子どもに対しては、療育のマインドを保育士さんに身に付けていただくことや、医療的ケアが必要な子どもに対しては看護のマインドを持っていただく様な形で、保育士の皆さんに複数の観点を学んでいただくことが考えられます。また、多職種連携のような対応も考えられます。</p>

<p>○医療的ケア児の受け入れに当たっては医療、福祉をはじめとした関係機関、そして保護者、保育士、医師、看護師、医療的ケア児等コーディネーターなど多くの関係者との連携が不可欠です。また、これらに関わる人材育成にも力を入れる必要があります。</p>
<p>○増加する特別な支援を要するお子さんへの対応については、できれば各園にコーディネーターがいると良いのではと思います。</p>
<p>○特別な支援を必要とする子どもの話ですが、先ほどから先生方が大変だということ、確かにそうだろうと思います。保護者の立場からすると、仕事もしたいし、子どもには他の子どもと同じ体験や学びをさせたい思いもあります。そのあたりを、いかにバランスをとって満たすかが大事ななと思います。</p>
<p>○近隣の日本語学校や外国語を学ぶ学校と提携する、保育士を養成する学校に公用語の教育を活発にしてもらい国内にしながらグローバルに活躍できる人材を養成してもらうよう要請する、外国旅行が趣味であったりパートナーや保護者自身が外国籍である・であった方に援助してもらう、などといったことはできないでしょうか。</p>

(5) 地域子育て支援について

<p>○保護者同士の関係で思うこと。他人と話すようになって、自分の中では正解だと思っていたことが必ずしも正解ではなかったり、自分では問題だと思っていたことが大した問題ではなかったりするなど、新しい見方ができて、自分の救いになったことがありました。何でもない挨拶から始まる人とのふれ合いや地域とのふれ合いが、自分の中で宝になっていくと思うので、地域交流は保育の上で大切だと思います。</p>
<p>○地域子育て支援拠点事業について、実施数が少ないと思います。0～2歳児の約6割が家庭で育児されている状況にあり、その人たちへの支援が手薄なのではないかと思います。</p> <p>一般的にアンケートを取ると、「子育ての仕方がわからない」「孤立化している」と様々な意見が出てくることから、その人たちへの支援も必要になってくると思います。新しく保育園を作る事業者には、子育て支援についてもしっかりと位置づけることはできないでしょうか。</p>
<p>○今、親になる人たちは、なかなか子育ての場面に遭遇する機会がなかったり、未経験のままに親になってしまうために、子育ての仕方がわからないという方がたくさんいます。そのような中で、過大な期待を受けて一生懸命になってしまい、虐待に繋がるということもよくあると思います。虐待の件数は令和元年度は約19万件、令和2度は約20万件になり、年々増加し続けています。新園と公立園で、子育て中の親への支援ができるようにすること。あるいは、認定こども園は、子育て支援が位置づけられていることから、もう少し力を入れていく方向も考えられると思います。</p>

○子育ての困りごとについて相談する人はいるかどうかを問う全国版の調査を見ると、「公の施設で相談する」という人がとても少ない。柏市がたくさん子育て支援をしていることは認識していますが、支援を必要としている人に情報が届いていないようにも思いますので、情報の伝え方について、考えていかなければならないと思います。子育て支援を実践している私立もあると思いますので、公立、私立にこだわらずに、広く連携していけるように情報の一元化も考えられたらいいと思います。

○子どもの育ちの質、発達の保障を考えると、家庭のあり方も大変重要です。親になるということは、育てられる側から育てる側へ立ち位置を変えていかなければなりません。つまり、サービスをしてもらうだけではなく、子どもの育ちに責任を持ち、親自身も親になる努力をしなければいけません。

しかし、子どもが生まれてすぐ自覚することは難しく、ようやく、親としての子どもの育ちに責任を持つとする気持ちが芽生えるには、2・3年はかかると思います。その2・3年が家庭で保育する約6割の人たちにとって大事な時期です。イベントを否定するものではありませんが、イベントだけが子育て支援ではなく、子どもとどう向き合っ、一緒に生活を作っていくかということを考えられる場としての子育て支援拠点があってほしいです。

(6) 病児・病後児保育，夜間保育及び一時預かりについて

○よくある受診のパターンとしては、朝は元気で保育園に連れて行くと、昼頃に電話がきて、熱があるので連れて帰ってくれと言われる。帰りがけに救急外来に寄っても、救急だから検査はできない。一旦帰ると、だいたい夜は熱が上がり、朝は下がるので、また朝に保育園に連れていく、ということになります。病児の子どもを受け入れるところがないので、働く親からすると、病児対応の充実が必要です。

○「夜間保育所」と「一時預かり」については、充実をお願いしたいと思います。税金は皆のために使われるものであり、皆で子どもたちを育てていくという意味でも、公立保育園での実施を検討してほしいと思います。「一時預かり」については、仕事をしている人にとっても専業主婦の人にとっても、そのような場を整備してくださることはありがたいと思います。

○基本的な考えとして、保育所というのは昼だけ保育を必要としている人を対象にしているわけではなく、夜間に保育を必要としている保護者がいるのであれば、何かしら手当が必要だと思います。

○全国夜間保育園連盟という機関があり、全国で約60園が加盟しています。ここでは、子どもの育ちの検証を行っていて、夜間保育だからといって、そのことだけで子どもの育ちに遅れが出ることはないとしています。つまり、保育の内容が問題だと言っています。

○公立では品川区が一番最初に夜間保育園を開設しました。品川区の先生にお話を聞いた時、閉園時間の22時まで預ける保護者が多く、荒れる子どもの様子を丁寧に伝え、できるだけ早く迎えに来てほしいと子どもたちが思っていることを、じっくり保護者に話をしたところ、お迎えが早くなったそうです。夜間保育を行うのであれば、内容を相当考え、保護者の夜間の必要性をいかに見極めるかが肝心です。

2 保育人材の確保, 保育の質の向上について

(1) 保育人材の確保, 保育の質の向上に係る現状について

<p>○「職員が足りないから子どもを受け入れられない」ということが、いつ起きても不思議ではありません。もしかすると、もう起きているのではないでしょうか。待機児童や入園保留者の問題を解決できない大きな要因になり得ます。</p>
<p>○先生の数が足りなければ、インクルーシブ教育も対応できません。子どもによっては、一対一でつかないと保育にならない場合もあります。やはり、その子に合った安全な場所で遊ばせることや、お散歩をさせたい。保育士は「みんな一緒」という気持ちが強く、心優しいので、多動傾向にあるお子さんにはかなり配慮しています。</p>
<p>○市内の各施設においても、支援を必要とする子どもたちの比率が高まってきています。しかし、保育士不足の中で十分に職員を確保できない現状から、現場の保育従事者の負担が非常に高くなり、「一般的で安全な教育や保育を成立する事ができない」「負担の増加や、仕事に対するイメージの乖離による離職」が非常に多く見受けられます。</p>
<p>○私立幼稚園にも多くの「気になる子」が増えてきています。各学年に配置している加配の教員の増員は容易でなく大変苦慮している。インクルーシブ教育が一般となってきた中での教育には、人員を増やさなければならず、予算に対する人件費の割合は、大きなウエイトを占めている状況にあることから、「気になる子」の受け入れをお断りせざるを得ない状況が考えられます。</p>
<p>○ADHDや自閉傾向など支援を要するお子さんが増えており、民間園でも受け入れています。国で決められた職員数だけでは保育は大変厳しく、その面でも多くの職員が必要です。</p>
<p>○人材の確保と保育の質の向上は、切り離して話しができる内容ではありません。人材が豊富だから保育の質が向上するという担保はありませんが、人材が欠如している状況で質の向上は困難を極めます。</p>
<p>○「魅力ある保育を行う」ことも人材確保には欠かせない要素ではありますが、「金銭面」も要素であり、残念ながら人材の流出が起きています。</p>
<p>○保育の質の向上には研修が必要ですが、人が足りず、参加させたくてもできないのが実情であり、ノンコンタクトタイムも先生の人数が揃った上でできる話です。魅力ある保育や運営、子どもたちに良い教育・保育を行っていくためには、まずは人材の確保が必要です。</p>

○現在使われている指針や教育要領，小学校以上の学習指導要領において，指導の方法として，「アクティブラーニング」が重視されています。乳幼児期だと，遊びながら，体を動かしながら考え，考えたことをやってみて，分からなかったら試行錯誤したり，工夫したりしながら物事に取り組むという方法ですが，それは，幼児教育だけではなく，小中学校も高校も大学も，そのような授業形態を取り入れるようになってきています。

(2) 保育人材の確保（給与等）について

○柏市では職員の処遇改善等に早くから対応してくださっていますが，近隣市が後から良い条件を提示しています。特に金銭面でのフォローが厚くなっている状況下で，なかなか人材が来ません。保育の質の向上という側面から考えると，やはり人材確保をしっかりとできるようにすることが大切だと考えています。

○柏市ではこども園，保育園，幼稚園が協力して合同就職説明会を開催しており，そこには多数の学生さんに来ていただいている，もちろん就職に繋がっています。ただ，柏市が先駆けて始めた就職支援を他市も行うようになり，学生はそれらの市を回って比較して就職先を決めるようになっていきます。その結果，柏市は金銭面で少々不利な部分が出てきているのではないかと考えています。

○良い先生を雇うことが良い保育に繋がるので，誰でもよいわけではありません。きちんと保育や教育を行いたいという志をもった人材を確保するには，やはりお金だけではなく，様々な待遇などの条件整備が必要です。

○保育士や幼稚園教諭を持つ有資格者の確保は，募集をかけても来ない非常に厳しい状況下にあります。近隣市への流出防止と，優秀な人材を確保するという名目からも，何らかの新たな施策や支援をご検討いただきたいと思います。

○人材確保のため，処遇改善手当を支給することの必要性は一定の理解をしていますが，財政に余裕がある自治体と対抗し，ただ定額部分を増額するということには違和感があり，保育の質は上がらないと思っています。

○就労奨励金や一時金といった目先のお金は，専門性に対してとても失礼なやり方であり，真に専門性を評価するのであれば，専門性に見合う給与について検討してもらえるといいのかなと思います。

○保育をしていく上で「ゆとり」は必要であり，給与はその1つの要素です。保育士の給与が一般事務職よりもかなり低いということは，その担う役割からして残念なことです。専門性を持った職業としての評価，少なくともとりあえずは，一般事務職と同水準の給与を検討してほしいと思います。

(3) 保育人材の確保（専門性等）について

<p>○今後は金銭面だけではなく、柏市で仕事をするものの意義やプラスとなるイメージを学生さんたちが感じるような取り組みも必要ではないかと考えます。実習やインターンの受入れ等、様々な工夫や対策を組み合わせることをしっかりとできたらいいのではないのでしょうか。</p>
<p>○「東京ブラックホール」という言葉があり、東京方面に吸い寄せられる保育士が多いので、柏市には茨城県からいらっしゃる先生が多くいます。ただ、本質的に、なぜこの仕事を選んだのかという所に着眼点を置いて、「柏市で働きたい」を思っていただけのような、心に刺さる施策が必要だと思えます。</p>
<p>○専門性を強調した研修を行ったり、ここの園ではこういった専門性が学べたり、柏市では発達障害や医療的ケアのスペシャリストになれるなど、専門性を取得することでインセンティブがあると良いと思います。 「柏に来たらこんな保育士になれる」「柏ではこういうことができる」「柏の保育園に勤めるとこんないいことがある」というようなビジョンを全市的に打ち出せるとよいのではないのでしょうか。</p>
<p>○保育士が専門職としてしっかりと認められるようになるには、保障ばかりを訴えるだけではなく、専門職にたたる努力を自分たちですする必要があります。そして、これまでの現場の先生方に欠けていた点は、自分たちが普段行っている保育の意味を外に発信してこなかったということです。保育の中で重視している「遊び」が子どもの育ちにとってどういうことなのかなど言葉で表現し、相手（社会）が納得する説明力をつけることが大切だと感じます。</p>
<p>○人材確保が新卒者を採ることなのか、中途者を拾いあげることなのか、それとも離職者を出さないことなのか、あれもこれも全部というのは施策として難しいでしょう。重点をどこに置くかが重要だと思います。</p>

(4) 離職防止について

<p>○ストレスチェックは、客観的に数値化されることで、管理職も自覚し、離職防止になることを考えるのではないかと思います。ストレスチェックを各園で実施していくことはいかがでしょうか。</p>
<p>○市職員が実施している「人事評価制度」のように、評価が高い職員に手当を上乗せする仕組みを柏市全体で検討してみたいはいかがでしょうか。</p>
<p>○離職防止として公立私立問わず、まず実態把握や離職理由の調査をし、一つずつ解決して欲しいと思います。</p>

○本来の保育士の仕事と、資格が必要ではないものや事務的なものなどを仕分けし、保育士以外の職員に任せるなど業務の効率化が必要だと思います。「柏だと本来の保育士の仕事に専念できる」「柏にはフレキシブルな勤務体制がある」など、柏の園に入職してもらうことも大切ですが、長く続けてもらうことも考えていくべきだと思います。

○保育に専念するためには、現状の仕事の整理が必要で、まず保育者の仕事をできる限り全て言語化し、整理した上で、事務的なところは他の職員に任せるなど、チームで保育するという視点から工夫をしていくことが大切です。

(5) 質の向上（目標）について

○柏市共通の保育目標を定めた上で、今本当に必要なテーマをみんなで決め、共有の想いや願いのもと進めていくことが必要ではないでしょうか。

○「柏市の保育目標の策定」について、柏市教育委員会主導の下、幼保こ小連携研究委員会で研究を行っています。現場が混乱することのないよう、こども部と教育委員会で1本となるよう、新たな教育・保育目標の策定に取り組んでいただきたいと思います。

○特に、幼保こ小の連携が重要で、教育委員会との一体的な保育目標の設定や実践は、さまざまな自治体で取り組まれ始めています。子どもたちや子育て家庭にとって良いことであるならば、その取り組みはぜひ進めてほしいと思います。取り組むことでそこに参加する先生たちが、子どもの育ちや保護者支援、自身の待遇などを考えるようになります。

○今の保育所保育指針等は、中央教育審議会の答申を基に改定（改訂）が行われました。その中で幼児教育において育みたい資質・能力として「3本の柱（※）」があり、3歳から18歳までを通して規定され、発達過程に合わせて、何をどう学び豊かに生きていくかにつなげています。柏市のすべての子どもの確かな育ちの保障は、（乳）幼児教育が目標を持って、どのような力が育っているのかを評価することを抜きにしては考えられません。全市的な保育目標の設定、そのカリキュラムをどのように作っていくか、公私の先生たちが集まって話し合うことがまず大切です。そして、どうやって実践していくかを検討し、実践に移して初めて意味があります。

※「3本の柱」（出典：保育所保育指針）

- ・豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
- ・気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」
- ・心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

(6) 質の向上（研修）について

<p>○公立園と私立園の先生方の合同研修は大賛成であり、ぜひ進めていきたいです。保育分野では最近、「往還型研修」が主流になってきています。課題や宿題を持ち帰り、1か月後の研修までに意識しながら保育を行い、答え合わせや効果測定を行うことを繰り返しながら、スキルを向上させるものです。</p>
<p>○研修について、勤務年数別や専門分野別など組み合わせて行っていくことで質の向上につながっていくものと思います。</p>
<p>○気になる子や医療的ケア児の対応には研修が必要です。研修事業やスペシャリストを養成することも公立の一つの役割だと考えます。定期的に研修を行うとともに、「あの人に聞けば対応のヒントをもらえる」ような専門性を持った保育士が公立保育園の中において、必要に応じて私立保育園等のサポートをしていくことが基幹という意味だと解釈しました。</p>
<p>○今後の公立保育園の役割として、コーディネーター役として研修を進めていくこと、また、公立保育園の保育士は経験年数の幅が広く、他部署での経験を持つ職員もいるという強みを生かし、関係機関と連携しスペシャリストを育て、研修の一翼を担えるといいのではとも思っています。</p>
<p>○研修の中身やターゲットをしっかりと絞り、修了すると対外的に認められるようなものがあると、研修も大きな意味を持つてくるのではないのでしょうか。</p>
<p>○現実的には人が足りないという状況に対してどうするかと考えますと、基準で3分の1までの配置が認められている子育て支援員を、きちんと育てることが大切だと思います。子育て支援員は、保育士や幼稚園教諭と比べると研修の機会も少ないと思いますので、少しずつグレードアップしていけるよう研修機会を支援し、ゆくゆくは保育士試験が受けられるような道を開いて、現状の足りない人材を補うことはどうだろうと考えました。</p>
<p>○人が足りない現状の中でも、その役割からすると今いる保育者の資質向上は急務です。研修の時間が取れないということも何とかしなければならないことですが、その中でもなんとかしなければならないと考えている団体では、業務時間後に研修を設定したり、子どもたちの午睡の時間に研修したりしています。自分の専門性を深める上で必要だと思えば参加でき、そういう積極的な取り組みには、何かしらの研修参加のサポートをすることも必要ではないかと思えます。</p>
<p>○辞めずに保育士として働き続けるということは、ライフステージに合った働き方を考え、お互いに都合を融通し合いながら仕事をしていくことが大切です。また、研修も一律に同じものを行うのではなく、キャリアに合わせた研修や、得意分野を伸ばす研修が必要になってくるのではないかと思います。</p>
<p>○公立保育園で行ったオンライン研修は内容も充実していたように感じました。2か月の間に、いつでも誰でも何回も視聴することが可能であり、ちょっとした隙間時間に視聴できたり、複数人で視聴した後に話し合いに発展できたりして良かったという声もありました。好事例を私立園の先生方とも共有し、オール柏で今後研修に取り組んでいけたらと思っています。</p>

○研修方法は、対面もオンデマンドもどちらにも良さはあります。他市の事例になりますが、保育士7年目で指導計画を立てられない人がいました。理由を尋ねると、その園では去年までのものを使いまわしていたそうです。半年間に5回対面での指導を重ね、計画が立てられるようになりました。個に合わせた支援が可能になるのが対面の良さの一つだと思います。オンデマンドは、繰り返し視聴できるという良さがありますので、内容や対象者によって使い分けができると良いと思います。

(7) 質の向上（連携）について

○乳幼児教育を、集団の場だからと言って、みんな一斉に同じことをするという考えではなく、集団を一人ひとりの育つ場所だと捉え、一人ひとりが育つような方法を考えていかなければならないと考えます。様々な育ちの姿を見せる一人ひとりの子どもの教育・保育において、一人の保育者が何から何まで完全にしなければならないということには無理が出てくるように思います。かといって、無尽蔵に現場の要求を聞き入れるほど経済的にゆとりがあるわけではないという現状でできることから始めるとしたら、お互いが補い合うためにチームで保育することや、園内の他職種間の連携、地域の関係機関との連携など工夫の余地があると思います。

○公立保育園の役割を私なりのイメージで話すと、これからの人材養成はスペシャリストを育てることだと思います。現在、保育士のキャリアアップ研修のコースはいくつかあります。（保育の専門的知識を踏まえていることは当たり前ですが、）それにプラスして「私は乳児保育が得意です」「障がい者保育は私に任せて」というような人材が公立保育園の中において、私立の先生方と連携しながら、保育の質の向上のための役割を果たすことができると、限られた人材でも、今よりは保育の質の向上に寄与できるのではないのでしょうか。

○気になる子の保育については、自園の職員の保育技術、保護者支援について、研修や事例研究を通して、スキルアップを行い、一人ひとりの子どもの気持ちに寄り添う保育を実践すること、また、本当に連携機関につなげた方がいいお子さんについては、保護者の思いをくみ取りながら、お子さんの様子を伝えることで、療育につなげられるような体制づくりが必要だと感じています。

○公立も私立も一長一短があって、足りない部分をお互いに補い合うという考え方がなければ質の向上は図れません。

○気になる子、医療的ケア児、家庭的な問題など、子どもを巡る課題が多岐にわたり、多様化しています。公私で切り分けをしていたら、対応不可能だと思っています。自分たちの得意分野を生かし、オール柏で解決すべきです。机上で議論している状況ではなく、現場の声をもっと拾ってくればわかる部分もあります。限りあるリソースの中で迅速に効率良く実施するためには、誰がどれをやるかという役割分担を明確化することが、子どもたちにとって真摯な姿勢として見えるのではないかと思います。

○公立保育園の園長も世代交代が起きており、ベテランの私立園の園長先生方の手腕や園運営に対する想いなども伺いながら学んでいきたいと思っています。

○小中学校との連携，地域で育てていくための情報共有の場として，公立民間問わず幼児教育・保育を担う先生方みなさんも参画し盛んに行われていくと，子どもの支援体制の充実度が増すのではと思いました。

(8) 質の向上（その他）について

○将来的には人口は減少し，子どもの数も減りますが，保育に係わる予算を削ることはやってはいけないと思います。予算は減額しないで，保育の質を上げていくことに予算を充てる。「柏市の保育はすごいですね」という形にすることが必要だと考えます。

○各園において，研修や実践，巡回指導を通して「支援が必要な子どもたち」への理解や知識の向上にも努めています。当該児の安全を確保するにあたり，一対一での対応が必要な子どもたちも一定数含まれている現状をご理解いただき，子育て支援員や無資格者による園内での保育補助業務に対する一層の財政的支援を検討いただきたいと思います。

○幼稚園教諭の求人に対する支援や人件費にかかる運営費補助金の増額を期待しています。

○地域の保育の質の向上，地域の子育て支援以外の項目については，公定価格で手当されていない加配職員に対する人件費のフォローをしっかりと考えていかなければ，民間は撤退する可能性もあります。

○働く環境の質が高ければ，あまり経験がない人（たとえば新卒）もそこで一緒に働くことで質が高くなっていきます。つまり，今の園の先生たちが良くあろうと努力していくところに質が上がっていきます。保育には完成がないと思っています。どんなに長く保育士や幼稚園教諭をしていても分からないことは山ほどあり，それを子どもと一緒に追究していく場としてそこがあるということが大事だと思います。

3 保育需要増への対応について

(1) 保育需要に係る現状について

○令和7年で子どもの数が頭打ちすると予想が出ておりますが、現実問題として柏たなかエリアをはじめ定員割れが始まっております。柏の北部はまだまだ子供が増えると思っておりましたが、幼稚園でも園児数の減少が見られます。他のエリアは、言うまでもなく減少、沼南エリアは過疎化と言っても良いほど子供が少ないと思います。

柏の葉エリアの保育園、こども園をマップで見るとこれ以上保育園等を作れば、数年後に園児の減少により運営が難しくなる園が出てくると思われれます。保育供給量が過多となつてから弾力化や保育園を新設しないなど考えていたら遅すぎます。今、行わなければ手遅れになるかと思ひます。

○都内や流山市の来年度4月の申し込み時点で、これまでに見られなかった現象として、定員割れをしている保育園等が出ていると聞いています。2・3年先まで住宅開発が行われるからと安心はしてられない、すぐ目の前に定員割れの現象が起きる時が来るのではないのでしょうか。柏市がつくばエクスプレス線沿いを中心に新園を創設し続けることに慎重になるべきではないかと思ひます。

(2) 保育需要増、保育需要の歳児間格差への対応について

○国基準の待機者はゼロであっても入園保留者がいる状況や今後の人口増加が見込める以上、旧田中地域、光ヶ丘地域、豊四季台地域に保育施設等を設置し、保育所定員の弾力化等を継続して入所定員を増やしつつ、希望する施設に入所できるよう配慮が必要だと考えます。

○「保育所定員の弾力化」について、園児たちの成長・園生活に馴染んでいく過程に合わせて定員を融通していると推測しますが、現場で子どもたちをみる職員にとっての負担はどれだけ増えるのか心配です。

○「柏市の保育需要の将来推計」からも読み取れるように、「未就学人口」「全国の女性就業率」のピークは2025年と予測されること、「令和3年3月時点の入園保留数」が921人いることから鑑みてこの先4年間は、保育所の整備が必要と考えます。

しかし、2025年以降の未就学人口の減少率を鑑みると、新規の施設整備と同時に既存の保育所の認定こども園化を進める必要性が高いと考えます。認定こども園については、「保護者が就労の変化や可否に関わらず、同じ施設を利用することで子どもたちの心身の不要な負担を増加させないこと」の役割も担っていますが、柏市の現状では「就労の事由」の変化に際して利用調整が働き、同じ施設を利用し続けることができない状況となることで、保護者と子どもたちへの負担が大きい状況の解決も望まれます。

○新園整備に関しては、特に3歳未満児の待機児童のために、保育の質の高い小規模認可保育事業所とその連携保育園（幼保連携型認定こども園）をセットにしたシステムをつくること（3歳未満児の待機児童解消と質の高い保育の保障と3歳以降の保育を必要とする子どもの質の高い保育の場も確保する）を提案します。

保育の質の高さを保障するためには、システムのなかに、巡回相談（特別に配慮を必要とする子どもだけではなく、保育の気になる事など何でも相談できる）を組み込むこと、さらに、巡回相談員や保育士や保育教諭等の専門性を高める研修も組み込んだシステムにする必要があると思います。

市で地域等を考慮して、あらかじめシステム設計をし、新規参入園に市の方針を説明することが必要になるかと思います。

○小規模認可保育事業所の整備を実施していることについて、取り急ぎ小規模認可保育事業所で保育の確保ができたとしても、子が3歳児になる際に、再度保活をしなければいけないということを常に念頭に置かなければいけません。仕事や学業+家事+子育てで日々精一杯の家庭（特に母）にとっては労力もさることながら精神的負担が大きいです。子どもにとっても、新しい環境に慣れるのは、慣れるまで大きなストレスでありフォローが必要です。あくまで0～5歳児の一貫保育できる園を優先して整備してもらいたいです。

○新たに園を作る際には、老人福祉施設、近隣センター、ワーキングスペース等の多目的な利用法を想定して建築するべきではないでしょうか

○新園を整備する際、エリア別に制限を設けていないことが課題だと思います。保育園を作りたい事業者にどうぞという形ではなく、将来的に子どもが減少することがわかるエリアに制限をかけなければいけないと思います。作りたいという事業者に補助金を出して認可するとなれば、どうしてもそのエリアで過剰なサービスとなり、いずれ競争してどこかの園が潰れていく、という仕組みになっていくのではないかと思います。

○保育需要増に対する新園整備については、保育需要を正確に予想することが困難であることや、施設整備にかかる費用についても高額であることから、現存する保育施設の定員活用などの検討を行うことで対応を進めていただきたいと思います。

○保育士確保が困難な故に、受け入れ園児数を制限しなければならない施設や、保育所定員の弾力化での受け入れが叶わない施設に対しての保育士確保への支援策や、柏市内保育施設全体としての保育士確保施策を再検討いただくことで、施設整備だけに頼ることのない保育需要増への対応を検討するべきであると考えます。

○数だけでなく、多様化したニーズに沿った新園整備計画としてほしいです。

○保育園が「近くにあればいい」「長い時間保育してほしい」「駅前ステーションを設置してほしい」等、保護者の利便性に重きを置いた需要だけではなく、子どもの立場からの発達の保障や、情緒の安定も併せて議論することが、未来の子ども達の幸せにつながると思うので、その部分は、現場の職員として切にお願いしたいところです。

(3) 保育需要の地域間格差への対応について

○今後駅周辺に新園を整備することが予想される。保護者サービスの意味でも行政として駅に一時預かり場を作り、各園がバス等で連れて行くシステムが必要なのではないでしょうか。

○保育需要の正確な予想は困難であることは理解できますが、2～3年の需要予測から新園整備を図ることは、民間施設を認可する柏市としては慎重に判断すべきです。今後予想される公立、私立保育所等の定員割れに対しては、送迎保育ステーション事業の導入を早期に検討すべきです。説明資料にはデメリットだけが強調されていますが、モデルケースとして送迎保育ステーションと基幹保育園の組み合わせで実施してみる価値はあります。

○少子化のため子どもの増加は限定的な期間だと推測すると、まだ保育の定員に余裕のある状態の周辺地域に目を向け、アクセスを工夫するなどして誘導するのも手かと思う。いくつかの園で協力してバスを利用する、駅近に保護者用の駐車場を確保し園児の一時預かりをするなどすれば、園前の駐車に絡む問題も減るかもしれない。

○駅前送迎保育ステーションについて、保育の質の向上を図るという面では、あまり適当ではないかもしれませんが、保護者の利便性は高いはずで、駅近だとしても園児の活動に制限ができてしまいますが、郊外の園に行くことで子どもが得られる益は大きいのではないかと思います。送迎保育ステーションがあることで、送迎の手間が省ける分、家族と一緒にいられる時間も増えるはずで、親が園に迎えに行く曜日を作るなど、メリハリや園とつながるかたちを作っておくなど、工夫できることはあると思います。

○「駅前送迎保育ステーション」を基幹園の管理下におく、駅前に「駅前送迎保育ステーション」を有する基幹園となる保育園を設けることで、保護者や利用する園などの情報の共有や受発信（保護者と園、園と園）がスムーズにならないでしょうか。

<p>○駅前送迎保育ステーションについて、「園児にとって二重保育となること」及び「感染症拡大のリスクになること」についてはある程度理解はできますが、「バスの移動」が負担になるとは思えません。</p> <p>また、「保護者が園児の園での様子等を直接確認することが難しくなること」及び「保育士による保護者支援が難しくなること」についても、バス通園が多い幼稚園では、これまでどのように保護者とのコミュニケーションや園の様子を伝えているのか調べる必要があります。</p>
<p>○園バスでの送迎は3～5歳児が通例であり、チャイルドシートを付ければ2歳児も可能かもしれませんが、利用対象児をどうするのか一番気になるようです。</p>
<p>○駅前保育ステーションを作るより、「園児用駅前バス停」を作っただけ、各園が各自で園バスを動かし、指定時間にバスの乗降をすれば良いと考えています。利用したい保護者のニーズの時間にバスが来る。ニーズが無ければバスを出さない。そんな感じよいのではないのでしょうか。</p>
<p>○保育需要が横ばい・減少局面に入ることが予想されますが、保育園等の競争時代となり、各園や自治体で保護者等の利便性を強調するようになります。送迎保育ステーションの実施は、保育の質の低下を招く可能性が大であると考えます。競争時代を迎えた時、保育の質（子どもの育ち）を保障するために、柏市はどうか方策をとるのか、今から考えてほしいと思います。</p>
<p>○送迎保育ステーションについて、子どもにとって良いことはどんなことでしょうか。保護者の利便性や需給調整も大事ですが、子どもへの過度な負担にもなる恐れがあります。乳幼児期の経験や過ごし方が後々の子どもの発達に影響することなど、この時期が大切だと伝えることが、保育園や保育士等の役割であり、責任だと思います。</p> <p>以上のために、保育士等は、自らの保育を言語化し保護者に伝えることに積極的になるための研究が必要だと思います。子育て支援の場ではイベントも大切ですが、子育ての本質を、活動を通して伝えていくことが大切だと思います。このことが実践できるよう、（園運営を支援する）子育て支援員の質の向上も重要になります。</p>
<p>○待機児童の現状からしても、現在、保育を必要としているのも3歳未満児です。バスの送迎は、現在、幼稚園では常態化していますが、年齢は3歳以上であり、3歳以上のバス通園に関してはある程度のノウハウはありますが、3歳未満に関しては疑問が多いと考えます。待機児童の多くが3歳未満児であることから、送迎ステーションの設置は、待機児童解消の点からも、また、3歳未満児の発達経験の質からしても、意味がないように思います。</p>

(4) 保育需要減少時の対応について

○国全体の流れは、年少人口の減少は明らかであることから、北部地区における増加についても一時的なものであると考えなければいけません。公立保育園の定員調整による私立保育園等の定員確保にも限界が必ず来ると思います。

○子どもの数が減少してくることは承知していますが、子どもの数が減少したから園数を減らすのではなく、子どもが減っても「柏の保育は質が良い」「柏に住んで子どもを育てたい」と思ってもらうことが大切です。

○今後の保育園等の新園整備に際しては、施設整備後の継続的な運営に対する配慮も必要不可欠と考えます。整備後に急激に園児数が減少に転じた場合、施設整備費用の償還に支障が出ることも想定されます。園としての収入だけでなく、子育て支援拠点事業や児童発達支援事業等の異なる事業を併設することを、新園整備の条件とするなどの配慮も必要になっていくと考えます。

4 公立保育園の施設整備方針について

(1) 公立保育園の役割について

<p>○公立と私立がそれぞれの強みは何であるかと議論すると、自ずと答えは見えてくると思います。公立は、私立が提供できないサービスを担っていく。公共事業ということで、赤字でも一人の子どもをしっかりサポートしていくような気概が必要だと思います。私立では、一人の子どもに多額のお金をかけるわけにはいかないと考えます。</p>
<p>○公立がハードを建設しない分、医療的ケア児など新たな取組やソフト事業に公費を充てるなど、税金の使い道のシフトが必要だと思います。</p>
<p>○気になる子や医療的ケア児など、専門性を要する対応は公立保育園が率先して実施してもらいたい。市が持つ施設やマンパワーを駆使して、皆で見えていくような連携しやすい状況や体制づくりにおいて、公立が適していると考えます。</p>
<p>○保護者目線で言うと、夜間保育や、子どもは少ないが保育園が必要な場所など、民間では入り込めないところが公立の役割ではないかと思えます。</p>
<p>○家庭保育者をいかに家庭から外に引っ張り出すか、公は機動力が高く、保健師との関わりなど民よりも有利な面があります。</p>
<p>○障がいのあるお子さんは公立のみで受け入れる運用をしている自治体もあります。柏市としても、特別支援級のようなものを、公立で運営していただけないものか考えていただきたいと思えます。</p>
<p>○セーフティーネットとしての機能として、医療的ケア児保育については、公立が率先していただけると助かります。しかし、そのために公立保育園を新設又は改築するとなると保育供給量に影響を与えるので慎重に進めていただきたいと思えます。</p>
<p>○柏市の公立保育園の良い所は「園庭がある」ことです。運動機能の発達乳幼児期の子どもの育ちには大変重要です。この時期は、動き回ることが「考える」ことにつながっています。</p> <p>また、子ども同士で体を使って遊ぶことで、人との関わり方（保育士等の関わりが重要になります）などを身に付けます。子ども同士の遊びを豊かに展開するための園庭の役割は計り知れませんが（保育士等の子どもの興味関心に合わせた園庭の環境構成が重要になります→乳幼児教育は、環境を通しての遊びによる総合的指導であると幼稚園教育要領、保育所保育指針でも位置付けています）。子どもは自分で主張できないことが多く、そこを守るからこそ、公がすべきことではないかと思えます。</p>

(2) 基幹園の考え方について

<p>○国や県からの補助が受けられる私立園に対し、公立保育園は柏市のお金をかなりたくさん使うことから、公立と私立が同じことをしていいわけではないと考えています。「公立保育園が基幹となり」というところは、仕組みの話であって、質そのものの話ではないと捉えました。仕組みやプログラムを作り、市の担当課と近いところから、多くの関係機関間のコーディネートがしやすいという強みを活かしながら柏市全体の質の向上を目指していくということではないでしょうか。</p>
<p>○柏市のまちづくりの計画（柏市立地適正化計画にも記載のあるとおり共働き夫婦等、子育て世帯の生活パターンの多様化に対応した子育て支援機能の提供（拠点への立地等）を進めていくことも必要）に基づき、地域別の子どもの将来人口、地域の特性に合わせた公共施設の集約等を考慮して、公立保育園の統廃合、廃止建て替えを進めることが重要です。また、保育需要は、令和7年度ごろをピークに横這いから減少となることが見込まれる中で、基幹保育園の考え方は理解できます。</p>
<p>○基幹保育園は関係行政機関との連携は当然のこと、保育機能だけでなくあらゆる子育てに係るサービス機能を有する施設となるよう検討すべきです。行政の縦割り組織にとらわれず組織を横断した公共施設を目指してもらいたいと思います。</p>
<p>○基幹園が一律に同じものを、というよりも、可能なら基幹園の機能に必要なもの+特色（どの分野に強いなど）をもたせると研修事業にも生きるのではと思います。</p>
<p>○保育需要に左右されないよう、多目的な施設としての役割と多様化した子どものニーズに沿った基幹園としての役割を想定しての施設整備を期待します。</p>
<p>○基幹園の考え方について、基幹園同士の連携の仕組みも考えておく必要があります。</p>
<p>○小規模認可保育事業所の保育の中身は千差万別です。小規模認可保育事業所の整備を進めるのであれば、公立（基幹保育所が中心になり）が連携施設となり、小規模認可保育事業所の質の確保・向上に寄与してほしいと思います。小規模保育所が対象とする3歳未満児の保育（特に非認知の力が育つ時期）が、その後の園生活に与える影響はもちろんのこと、生涯にわたり影響をもつということが、国際的にも認知されて来つつあります。経済的な視点からも、この時期の保育を手厚くしておくことが、何倍もの経済的な効果があることも証明されています。</p>

(3) 公立保育園の再整備について

<p>○公立保育園の再整備にあたり、お金がないからかけないということではなく、必要があれば当然かけてもらわなければいけません。効率良くと考えた場合、認定こども園への転換も一つの手法です。認定こども園には、地域の子育て支援が義務付けられています。まずはどの場所に保育園や認定こども園を設置すればよいのかを考え、その次に建替えなのか、別の参画方法がよいのかなどを考えていけると良いのではと思いました。</p>
<p>○認定こども園は地域の子育て支援の実施と、支援が必要な子どもの受入れ義務があり、こども園化は公立保育園の一つの整備方法だと思います。また公立保育園を、地域子育て支援センターとコンシェルジュが一体となった拠点事業を行う施設としていくことも考えられます。いずれにせよ、エリアごとに地域子育て支援拠点を整備することが大事です。</p>
<p>○小規模認可保育事業所を作る案もありますが、間もなく子供が減る中で一番に事業縮小となるのが、小規模認可保育事業所です。「廃業」というリスクがある中で、民間で行うことは厳しいかと思います。民間が小規模認可保育事業所を運営するのではなく、公立が運営し、保育供給量が過多となったら閉園させるというのも一考かと思います。</p>
<p>○保育園等については、人口が減少しても潰してはいけないと考えます。1人でも保育園等を必要とする子どもがいれば、行政として責任を持たないといけないと考えます。市全体のことを考えた場合に、小学校や公民館を含めて公共施設に保育園等を入れてみたりするような検討も必要ではないかと思っています。</p>
<p>○公立保育園の単独の施設改修はあまり望んでいません。例えば、1階は保育園、2階はこども専用の図書館であったり、地域の子育ての相談を行う施設であったり、複合的に取り組んでいるところは全国でたくさんあります。過疎が進んでいるところでは、地域の拠点という位置づけで、地域防災やコミュニティの一翼を担っています。全国の事例をぜひ研究してほしいと思います。</p>
<p>○複合施設という点からは、一時保育、一時保護施設、24時間対応できる施設、乳児院を合体したような施設も一つ検討できるのではないのでしょうか。様々検討して、少ない財源で効率の良い子どもたちへの還元を考えていくことが必要だと思います。</p>
<p>○施設の複合化に加え、夜間保育や一時預かり事業の機能も併せて公立保育園を整備したほうがよいと思います。認可されていない施設での事故も聞きます。公立の夜間保育であれば、保護者は安心感があります。</p>
<p>○公立保育園の施設整備に当たっては、継続的な保育園の運営が求められると思います。再整備の際に、大きなデザインとして市全体でどのように施設を使うのか、あるいはその土地の中で他の施設とどう併用して作るのかを考える必要があると思います。</p>

○保育園の建て替えは意外と簡単ではありません。子どもたちを常に受け入れ続けなければなりませんし、夏休みがあるわけでもありません。代替園の用意や、プレハブを造るなどの作業が必要です。幼稚園と比べて、保育園の園庭は狭めです。園庭に代替園を建てることはほぼ不可能な状況があります。そのような中で園の建て替えを行うのはかなりシビアな面があるので、工夫しながら整備を進める必要があると考えています

(4) 民間活力の活用について

○施設整備について、公設公営は税金が掛かりすぎることから基本的にはバツだと思えます。昔の保育所は公設公営で行われてきましたが、今は民設民営が主流であり、これからの保育需要に対する整備は民設民営が主となっていくべきだろうと考えます。

○民間保育園が施設を整備する際には、整備にかかる費用の4分の1だけを柏市に助成していただければ、残りは国・県・民間で費用を分担することができます。民間の活用を含め、公立の役割を考えつつ、準備を進めていただきたいと思えます。

○公立保育園を閉園した場所に、民間が新たに園舎を建て運営する手法でも市の負担は軽減できることから、そういったことも検討してもよいのではないのでしょうか。

○多機能化、複合化及び民間活力の活用は、素敵な案だと思えます。市（近隣センター、児童館など）に限らず、民間施設（歯医者や耳鼻科、学用品などの売店など）が近くにあると便利だと思えます。また、子ども食堂や、子どもの学習の場など、子どもにとって「第3の居場所」となる施設も良いと思えます。需要や将来的な見込み、目的に合わせて、新設か既存か選んでよいと思えます。

(5) 公立保育園の統廃合について

○行政サービスの観点からは、施設や保育の委託先に空き状況があるならば施設の統廃合など行政コストを下げる努力は必要だと考えます。

○市内における保育事業は地域における社会福祉事業であり、本来は自治体が責任を持って実施しなければならないものです。それが叶わない事から民間の事業者が一定額の負担を行いながら施設整備を行い、運営については自治体が委託費として運営に関わる費用を支払うことで事業を継続し、保育需要に対応しているという形から鑑みても、保育需要が減少に転じた際には保育園等の利用調整は民間施設優先とし、民間の社会福祉事業者が安定的に運営出来るように、最大限の配慮をするべきです。

民間優先の利用調整を行うと、公立保育園の利用者は必然的に減少することから、建替が困難であり、利用者の少ない公立保育園については廃止とするべきであると考えます。廃止については、唐突なもので無くその地域における保育需要から判断を行い、恣意的な利用調整などを行う事で、積極的に進めて行く事が必要とも考えます。ただし、当該地域で近隣に民間の保育施設がなく、保育需要が存在している場合や、子育て支援の拠点が不足している場合など、柏市における子育て支援施策に隙間が生まれないようにする配慮は必要です。そのような場面では、保育園を多機能化することで、保育園にこだわることなく子育て支援の拠点として活用が必要とも考えます。

5 その他

<p>○赤ちゃんに触れたことがない、どう扱ったらいいかわからないという人たちが親になり、悩みを抱えていると思います。親は、子どもをもったらすぐに親の役割ができるものではありません。子どもと一緒に育っていかねばなりません。大人とは違う生活をしっかりと子どもにさせなければいけないということが分からなくて当然のところがあります。子どもにとって良い環境や関わり方を、一緒に考え育っていく場として子育て支援の強化もしていけると良いのではないかと思います。</p>
<p>○親が親として役割に気づけることをサポートしていくことが子どもの幸せにつながると思います。サービスという言葉を取り違えて、してもらふことばかり考えてしまっていると、子どもに向かい合う姿勢を自覚する機会が失われてしまうのではないかと思います。</p>
<p>○文部科学省が実施している「早寝早起き朝ごはん」の効果に関する調査研究において、一番生活リズムが乱れているのが2歳児という結果でした。生活リズムは生活の基底をなすもので、小中学校での成績と生活習慣の確立は相関があると聞いています。保育所保育指針等の改定（訂）でも、基本的な生活習慣を養うことが大事だとしています。</p>
<p>○一部の保護者が子どもたちと共に過ごす時間の大切さを軽視する傾向が見受けられ、保護者が自分の時間を確保するために保育を利用する場面が見られます。基本的に悪意を持って行っているのではなく、「子育てとは、保護者の責務とは」という知識と意識の不足も大きな要因と考えます。保護者に何らかの支援が必要な状況下であれば、保育を提供する我々が全力で支えて行く責務を負っていることは承知していますが、正しいとは言えない事由で保育園等を利用している方もいます。子どもたちの健やかな成長を願うという考え方を中心とした施設利用が進むよう、保護者への丁寧な説明をお願いすると共に、保護者の施設利用前研修のような機会を設けていただきたいと思います。</p>
<p>○いずれは専業主婦も対象としたアンケート調査を実施して欲しいです。コロナ禍で働く親の困難ばかり言われていますが、専業主婦や親の介護をしているような母親もいて、リフレッシュ先がないことでメンタルを崩しています。</p>
<p>○おそらく今の子どもたちは、汚れたりびしょ濡れになったり、体を目一杯使って遊ぶダイナミックな挑戦をする時間や経験が少なくなっていると思います。現代の家庭では、日常的になかなか手を付けにくくなっているのが現状のため、新たなことに挑戦する機会を保育の中で期待しています。</p>
<p>○保育園等や幼稚園は戻っても良い所、自分にはそこに居場所があったと思える所であるような包容力を是非もって欲しいと思います。</p>

Ⅱ 御意見いただきたいこと

- 1 意見整理の内容に加除訂正すべき点について
- 2 第1回から第5回までの懇談会を振り返った上で追加する意見について

Ⅲ 今後について

柏市保育のあり方検討懇談会は、今回の第6回をもって終了となります。長期間に渡り、懇談会に御参加いただきありがとうございました。

今後は、懇談会でいただいた意見を参考に「(仮) 柏市保育のあり方検討報告書」の素案を作成し、令和4年度に「柏市こども・子育て会議」で同素案を御審議いただく予定です。

(柏市保育のあり方検討懇談会開催状況)

	時 期	テ ー マ
第1回	令和3年7月15日	保育に係る現状の課題について
第2回	9月2日 書面開催	保育需要増への対応について① 多様化する保育ニーズへの対応について①
第3回	10月21日	多様化する保育ニーズへの対応について② 公立保育園の施設整備方針について①
第4回	12月16日	保育人材の確保, 保育の質の向上について
第5回	令和4年1月27日 書面開催	保育需要増への対応について② 公立保育園の施設整備方針について② 保護者向けアンケート項目について
第6回	2月24日 書面開催	意見整理

以上